

# 会議録

平成 26 年 12 月 4 日(木) 場 所 3 階 第 5 研修室

会 議 名：第 7 回総務・経済常任委員会

出席委員：竹田委員長、新井田副委員長、福嶋委員、又地委員、佐藤委員、吉田委員  
平野委員、笠井委員、東出委員、岩館委員

欠席委員：なし

会議時間 午前 10 時 00 分～午後 6 時 05 分  
事務局 山 本、吉 田

---

## 開 会

### 1. 委員長挨拶

**新井田副委員長** おはようございます。

ただいまから、第 7 回総務・経済常任委員会を開会いたします。

ただいまの出席委員は 9 名でございます。

竹田委員長から遅刻の申し出がありました。

よって、委員会条例第 14 条の規定による委員定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただちに本日の会議を開きます。

本日の会議次第は、別紙配付のとおりです。

なお、本日は午後 1 時から現地調査を予定しておりますので、建設水道課までの事務調査は午前中ですべてを終了できますよう、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

まちづくり新幹線課の事務調査については、現地調査の終了後に行いたいと思っておりますので、合わせてよろしくをお願いいたします。

### 2. 調査事項

#### (1) <総務課>

##### ・財政収支計画について

**新井田副委員長** それでは、総務課所管の財政収支計画についての資料が提出されておりますので、ご説明をお願いいたします。

総務課長。

**新井田総務課長** お手元に資料が行っていると思いますので、私のほうからは前回の計画、本年 8 月に示したのから修正になりました概要につきましてご説明したいと思います。

資料の方は 1 ページ目に今回修正した計画、2 ページ目には従前の数値、3 ページ目に従前計画との比較ということで載せております。その 3 ページ目をお開き願いたいと思っております。

まず、上段の歳入につきましてでございますが、平成 28 年度から新幹線関連施設等の固定資産税収入を新たに計上させていただきました。その結果、平成 35 年度、計画最終年度で 1 億 2, 247 万 8, 000 円の増というふうに計画を見直しております。また、歳出では、人

件費の見直しあるいは今般の電気料金の値上がり分などを計上させていただいた結果、35年度末の歳出合計では9,380万円の増加となっております。差し引きでは、前回の計画より2,867万8,000円の収支増となりまして、修正後の基金残高ということで、2億2,317万9,000円というになってございます。

なお、前回もご説明申し上げましたが、1ページに戻っていただきまして、平成24年、平成25年度につきましては実績額ということで計画を載せております。また、平成26年度、本年度につきましては実績見込額に近い数字を計上しているところでございます。

また、平成27年以降につきましては、歳入については交付税を中心として堅く見積もりをさせていただいております。また、歳出につきましては第6次振興計画搭載事業を計上したところでございます。また、繰越金につきましては平成27年以降につきましては計上してございません。

したがって、平成27年度以降、大きな災害あるいは交付税の大幅な削減がないという前提条件は付きますけれども、財政収支の大きな悪化はないというふうに想定をしているところでございます。

なお、このあと詳細につきましては、担当の田畑主査よりご説明を申し上げますのでよろしく願いいたします。以上でございます。

**新井田副委員長** 田畑主査、お願いいたします。

**田畑主査** それでは、財政収支計画について説明させていただきますが、今回は前回、計画の詳細につきましては前回の常任委員会で説明をさせていただいておりますので、今回はその従前の計画から変更となった部分のみを説明をさせていただきます。

資料は5ページをお開き願います。

こちらにつきましては今回、11月末現在で更新した財政収支計画を参入しました項目別の明細となっております。こちらに掲載してありますとおり、今回更新をいたしましたのは3項目となりまして、歳入の地方税、歳出の人件費、物件費となりますが、このうち歳入のほうから説明をさせていただきます。

歳入の地方税につきましては、前回の常任委員会で申し上げましたとおり、新幹線開業に伴う税収の増を計上しております。内訳としましては、町民税、法人町民税、固定資産税となりますが、まずは地方税、こちらにつきましては、それぞれの税目ごとに算出した税額から、普通交付税を算出する際の収入に算入される額。こちらが税額の約75%相当額となりますが、こちらを差し引いた額を実質的な収入額として計上しておりますので、こちらはご了承いただきたいと思っております。

まず、町民税につきましては、新幹線関連で雇用が創出されることに伴う増となりますが、具体的には観光交流センター、こちらは飲食部門を含みますが、こちらなどに係ります従業員に係る町民税の増となります。法人町民税につきましては、駅東側駐車場で営業予定いますレンタカー会社等に係ります税額を計上しております。

固定資産税については、こちらは新幹線駅舎等に係ります固定資産税額を計上しております。なお、新幹線駅舎等の評価額等につきましては、北海道が算出したものを参考に計算をしております。

以上が、現段階で把握できる限りの新幹線関連に伴います歳入の増額分となります。

引き続き、歳出の説明に入らせていただきます。

まず、人件費につきましては、こちらについて説明をさせていただきますが、こちらの資料、地方税、物件費につきましては従前の収支計画に加算した額を掲載させていただいておりますが、人件費の職員等人件費、あと議員等報酬につきましては、新たな基準で再計算した全額を掲載しておりますので、こちらはご了承願います。従前計画との差額については、3ページの対比表をご参照いただきたいと思います。

それでは、こちら5ページに戻りまして、人件費の説明をさせていただきます。人件費のうち、職員等人件費につきましては、平成26年度行政事務能率改善委員会で協議されました人員配置計画に搭載されています職員数で再計算をしております。また、金額につきましては、平成27年度から給与の独自削減及び現給補償を廃止し、更に平成26年度人事院勧告で勧告された事項を反映したものとなっております。

続きまして議員等報酬につきましては、近年の実績を基に算出しておりますほか、各種委員報酬につきましては、現在1,000円で計上している額を3,000円に引き上げて計上しております。なお、こちらの引き上げにつきましても事務能率改善委員会で協議された事項となります。続いて、その他増額分につきましては、3年に一度発生する退職手当組合精算負担金等に係る増額分となっております。

続きまして、物件費につきまし説明させていただきます。

物件費の増額につきましては、平成26年11月から実施されました北電の電気料金の値上げに係る増額分となっております。なお、こちらは一般会計分のみを計上しておりますので、当町全会計の影響額につきましてはおよそ1,100万円程度となります。この増額分に対します対応といたしましては、現在、高圧電力に係る新電力の導入に関する検討会議を開催しまして、平成27年度からの導入に向けて協議を進めさせていただいております。こちらにつきましては、導入が決定次第収支計画に反映することとしております。

いま説明しました5ページの歳入・歳出の増減分、こちらを算入した際の収支計画への影響につきましては、3ページの従前計画との対比表をご覧くださいと思います。こちら、それぞれ数字が入っている部分が従前計画からの変更があったところとなりますが、緑色で着色しているものが従前計画から良化をしたもの。また、赤色で着色になっているものが従前計画から悪化したものとなり、それらを差引きしますと基金残高が35年度末で2,900万円程度の増となるというふうな試算をしております。

以上、こちら簡単ではありますが、平成26年11月時点での財政収支計画について説明をさせていただきました。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

**新井田副委員長** ありがとうございます。いま、縷々ご説明がありました。これから、質疑を受けたいと思います。

福嶋委員。

**福嶋委員** いま、大まかな今後の計画について説明を受けましたけれども、中に削減の人件費を戻すのだと。27年度からですか、その辺は2%減で戻すのだと。その場合に、いま20%減額している町長、副町長、大きいところは管理職を含めてどの程度落とすのか。

その辺がはっきり説明されていないので、こういう予定だという大まかな予定をお知らせください。

**新井田副委員長** 大野副町長。

**大野副町長** おはようございます。ただいまの、福嶋委員からのご質問なのですが、まず最初にお詫びを申し上げたいと思います。いま行政内部では、事務能率改善委員会ということで議論を展開しております。9 回ほど委員会をやりまして、27 年度以降の人員配置計画、あるいはそれに基づく収支計画といったものを協議してきました。11 月 28 日に報告書がまとまって町長のほうに提出を受けておりますので、このあとに開催される委員会で、若干、行政内部の機構についての変更も予定しておりますので、説明をさせていただきたいと思っております。今回、財政収支計画を提案するにあたっては将来像を描いた中でということで計画をつくりましたので、すでに事務能率改善委員会の意向を取り入れた形でつくっておりますことをまずお詫び申し上げたいと思います。説明があとになるということで、申し訳ないのですがご了承をお願いします。

それと、人件費の関係なのですが、具体的に大きくは平成 18 年からですので 10 年ほど経過しています。手当等に至っては、平成 13 年度から削減をお願いしてきた経過の中で、いま何とか財調のほうも積み立てが 15 億円程度できるようになってきたというところで、新年度の 27 年度から一般職員につきましては、これは管理職を含めてですけれども、独自削減を廃止するという考え方にたっております。特別職については現在、20 %、15 %ということで削減をしておりますけれども、削減は継続するという考え方では一致しておりますが、独自削減率につきましては若干、緩和をさせたいということで。これは、特別職でこれから協議をして決めていきたいというふうに思っております。関連するところでは、議員さんの手当関係で、今回は人事院勧告で改正になっているのですけれども、変更はいまはしておりませんが、27 年度予算に向けてはその年間 3.5 でいま条例化になっているのですけれども、その部分も 3 月までには整理をしていきたいと。これは、職員はいま 0.15 カ月がプラスになって、年間の支給ベースは 4.10 までになっていますので、こここのところも見直しをかけていきたいというふうには思っております。

以上です。

**新井田副委員長** 又地委員。

**又地委員** 地方税の部分で、町民税が 22 万 4,000 円くらいずつずつと増えている。これは、観光交流センターでの雇用というようなあれでしたけれども、はたして 29 年度から 35 年度までずっとこんなに観光交流センターで雇用したからとしてもどうなのかなというちょっと疑問を抱いているのです。法人町民税もしかりのような気が私はしているのです。金額がずっと 30 万円以下で、はたしてこの部分の載せる必要があったのかなという気がしているのです。例えば、もっと雇用の場がどんどん広がっていくという中で、もっと金額が増えるというのであれば載せてもよかったのではないのかなと思うのだけれども、先行き不透明な中でこの程度の金額であれば伏せておいてもよかったのではないのかなとそんな気がしています。

それと、物件費で電気料の増額なのだけれども、これは一般会計のみでの部分だというのだけれども、他の病院だとかいろいろ合わせると 1,000 万円くらいになると。他の部分で、例えば病院だとか老健だとかいろいろある中で、そのあたりも詳細に出してほしいです。それはなぜかという、うちの町は電気料金値下げの意見書案を出していないのです。だから、そういう意味では長期にわたって 1,000 万円も、例えば全会計で出て行くということになればこれは大変な負担になるなと思っております。そういうのも見たいもので

すから、もし整理していれば他会計の部分でも概算でいいけれども出していたと思うので、その辺でお知らせいただければ大変ありがたいと、そんなふうに思っています。

**新井田副委員長** 総務課長。

**新井田総務課長** まず、前段の町民税の関係ですけれども、いまおっしゃるように数字が細かいということで確かに私どもでもそういうふう感じてましたけれども、実際に観光交流センターというのが建つということが目に見えておまして、そこに雇用も生まれるということでそういう姿勢を示したいということで、数字は小さかったのですが今回出させていただいたということでございます。

それと、電気料金につきましては、さきほどもご説明いたしましたけれども、いま新電力という北電以外の会社が電気を販売するというので、その辺はいま庁舎内で検討しております。これは、高圧部分ということで大きな施設だけなのですが、例えば役場とか病院とか公民館とかという部分だけなのですけれども、ここと新電力と契約をすると若干メリットが出てきます。また、逆にデメリットという部分も多少ございますので、その辺はいま検討中でございます。

それと、全会計のどのくらい上がるかというのは資料ではつくってございますので、若干訂正される場所があるのですけれども、11月現在のどのくらいの値上げ額になるという表にして出しております。それからいきますと、値上げによる影響額というのが全体で、全施設で1,100万円ほどという数字は出てございます、年額です。パーセンテージにいたしますと、約17%になります。値上げの影響の大きいのは、やはり病院だとか老健、それから旧老健という24時間通して電気を消費する施設が影響額が大きいというふうに出ております。資料につきましては、きょう中であれば資料はお出しすることができますけれどもよろしいでしょうか。

**新井田副委員長** 資料は、帰りまでに出していただくということで又地委員よろしいでしょうか。そういうことでお願いしたいと思います。

ほかございませんか。平野委員。

**平野委員** 平野です。財政収支計画の細部については理解しました、前回とほぼほぼ変わらないということで。そこで1点だけお聞きしないのですけれども、地方交付税の金額の算出についてなのですけれども毎年、課長から説明があるとおり低く見積もった中でやっている。当然、上に見積もってそこにこなれば影響が出るというその部分も、もちろん理解しています。ただ当然、交付税を低く見ることによってやりたい施策、使いたいお金を削減しなければならないという計画になっていっていると思います。

そこで、前日の記事にもありました地方のやる気によって交付税額を変えていくという国からの話もあったとおり、いま現在、木古内が「このようにお金を使いたいので交付税、特交を含めてこのくらいほしい」ということを出すことによって、もしかして交付税に反映されるということはあるのかないのか。いままでも、この10年間の計画が交付税の算定基準に提出してそれに反映して出されているのか。また、職員の人件費についての、もちろん一生懸命に働いていただいて当たり前、たくさんの給料を上げたいという気持ちはもちろんあります。ただ、その職員の人件費の比率といいますか、それによつての交付税の上げ下げという部分についてもいま現在、元に戻したことによって交付税が減額になる可能性があるのかないのか。わかる範囲でお聞きします。

**新井田副委員長** 新井田課長。

**新井田総務課長** ただいまのご質問は、こういうことなのかなと自分なりに解釈してお答えしたいと思います。まず、交付税の仕組みそのものですが、交付税の仕組みというのは事業をやったからそれに対して交付されるものではなくて、基本的には人口だとか建物だとか道路だとか、そういう基礎的な数値がありまして町の面積だとか。そういうものによって、必要最低限町を維持するためにかかる費用を出して、それに町の収入がどれくらいあるのかと。その収入の分は差し引かれまして、そして足りない分を国が補てんするというのが交付税の基本的な仕組みでございます。

したがって、事業をやったからその分で交付税が増えるという、仕組みとしてはそういう仕組みにはなっておりません。ただ、事業をやることによって補助金なり交付金、そういうものは交付されます。今回、地方創生交付金というのが創設されるようですので、それではそれぞれ地方で独自の事業を展開した場合に交付するというような交付金の仕組みになるのだろうなというふうには想定をしております。

それと給料ですね。給料につきましても、基本的にラスパイレス指数という言葉をお聞きになっているかと思いますが、これは国の職員の給料と地方自治体の職員の給与の比較をする数値なのですけれども、その基本が 100 を超えると国より高い給料を払っているということで裕福だというふうな国はそういう判断をして、それに対する様々なデメリット的な部分が出てくる可能性があります。

それで、今回の職員の給料の削減を辞めることによって、100 を超えるか超えないかという判断なのですけれども、あくまでの概算の試算では 100 はぎりぎり超えないという判断をしております。ただ、年齢構成だとかいろいろな関係で、27 年 4 月 1 日になって正式に計算をしてみなければその辺は出てこないものですから、もし仮に超える場合はこれは何らかの対策を打ちたいということで、その辺は職員組合等にもそういうお願いをしてみましたというふうには話をしているところでございます。

**新井田副委員長** 大野副町長。

**大野副町長** いま課長のほうから地方創生に関して話がございました。法律は地方創生 2 法案、11 月 21 日の解散日の通っております。この事業については、内閣府の方が担当をするということで、この選挙が終われば地方に対して要綱なり要領なりが示されてくるだろうというふうに思っております。おおよそ、当初予定では初年度に 2,000 億円程度ということですので、あとでまちづくり新幹線課のほうで説明します人口減少対策ともからんできますので、その事業をどう取り組んでいくかというのは地方版の総合戦略プランというのをつくっていくことになります。木古内としては、その要綱・要領が出てきたところで、すぐに計画案の作成に取り組めるようにいま準備をしております。その中では、人口減少対策の検討で出てきている案なども入れ込んで行きたいというふうな考え方でおります。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** 委員長に申し入れをして、いま後段に大野副町長が言ったように庁内でやっている人口減少対策の部分で入っているのかと聞いていたら、あえて副町長のほうから地方創生の関係の基金で話がされたので、この財政収支計画の中にいまの話をリンクしたらどうなのかと聞こうかと思っていたのです。そうしたら、いまその部分まで踏み込んで言

ってしまったので大体の理解はしつつも、例えばここに出ているように給食費の無料化だとか保育料の無料化だとか空き家対策の部分も出ているのだけれども、そうするといま庁舎内でやっている検討委員会のまとまったものが我々のほうにも示されてくると思うのですけれども、考え方としてこれはいま国の内閣府で持っている 2,000 億円をうちはわからないけれども、それでこれに充てていきたいという考え方なのか。そうすると当然、財政収支計画プラスいくら入っているかわからないけれども、収入として入っていますよね。その中でやりくりをしていくというふうに理解していいのかどうなのか、まずは。

それが一点と、さっきの説明では報酬の関係。予算委員会の中でも私が言ったほうの一人なのですけれども、各種委員の報酬がありますよね。「1,000 円から、もうそろそろ上げてやったらどうなの。」とか、もう一点は宿泊費ですよね。宿泊費もいまは 8,000 円で、「8,000 円で泊まるのはなかなかきついでどうなんだ。」というふうに話を投げかけてはいたのですけれども、その辺の見解がここに聞こえてきていないので、この辺はどういう財政収支健全化計画をつくる中で反映されたのかどうなのか。その辺を教えていただきたいと思えます。

**新井田副委員長** 大野副町長。

**大野副町長** まず、後段のほうのご質問です。先ほどもはじめに言ったのですが、事務効率改善委員会の結果を先にお知らせすることなくこの財政収支計画が出されていますので、そこについては手続きに少し順番の違いがあったのかなということで反省はしております。

そこで、是非お願いしたいのは、後ほど説明する機会を常任委員会の中で取らせていただきたいというふうに思っております。

ただいまの質問に関して申し上げますと、委員報酬は 1,000 円から 3,000 円という考え方でございます。それと、旅費については現行どおりという考え方でございます。職員が出張をする際に、何とか宿泊費であれば 8,000 円の範囲内で実施をしている。まだまだ財政的に良くなっているとは言ってはいるものの、そこで増やしていくとまたもとの状況になりかねないということで、職員が我慢をするというのは 8,000 円以下で結構泊まれるところがありますので、そこはそのままという考え方です。

ただ、議員の皆さんが四町での視察研修の際の負担金がありますので、そこは事務局である町の予算を組むときに負担金で組もうと。議員の皆さんに迷惑をかけないように、負担金で組んで必要分をしっかりとほかの町と同じだけ出せるような考え方でおります。

それは、後ほど詳しく説明させていただければというふうに思っております。

それとあと、地方創生の関係なのですがこれも国会を通ったばかりで、いま内閣府のほうで内容を整理しているところですので、市町村に示されたところで計画をつくって「人口減少対策に取り組んでいくうちのメニューはこうです。」という計画になって、その分についてどれだけ交付金が交付されるか。そういう決定を見なければ財政収支計画にまだ入ることができないものですから、そこは現在は入れていません。

新年度の 27 年度に入って計画をまとめていくのではないのかというふうにスケジュールを予想していますので、そこでうちの計画がまとまってヒアリングを受けて受理された段階で計画に入れていきたいというふうには思っております。以上です。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** 後段の部分は、午後からになるかもわからないけれども、その時に再度お聞か

せいただきたいと思えますし、旅費の関係はいまいろいろなホテルでも相当格差があつて、グレードの高いところ、それから一般の泊まれるというふうな部分ではこの 8,000 円は動かさないというようなあれなのですが、ただこれを試算したのかどうなのか。仮に 10,000 円にして 2,000 アップにまりますよね。その時にどれだけ増えるのだと、11,000 円にしたらどれだけ増えるのだという試算をしてみたのかどうなのか。この辺をちょっと参考までにお知らせいただきたいと思えます。

それからもう一点は、平成 27 年から 35 年までですと地方交付税で約 3 億 5 ～ 6,000 万円が少なくなっているのですよね。国勢調査がいつだったかわからなくなったのですけれども、この 35 年に人口推計がいま 4,700 人ちょっとですよね。35 年頃にとということになれば約 8 ～ 9 年経つのかな。であれば、人口動態をどこに置いてやったのか、ちょっとその辺で試算したときのその辺の考え方を教えてください。

**新井田副委員長** 幅崎主査。

**幅崎主査** いまの東出委員のご質問なのですが、4 ページの増減内訳と言いますか、収支試算の算出方法の表の中に将来の 5 年に 1 回の国勢調査の人口減の減少分を見込んだ数字を出しております。その中で、平成 26 年度の対比表で試算すれば一人当たり 164,000 円と。これは、従前の計画からそうなのですけれども、5 年に一度の人口減を見込んだ形ですでに収支計画の中に一定程度反映されております。

ただ、そのまま人口減を単純に減らすのではなくて、ある程度新幹線事業だとかそういった町起こしの関係で人口減に歯止めがかかるであろうという期待値も含めて試算をしております。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** もしわかれば人数。国調をやれば一人当たり 164,000 円をベースとするのですよというのはわかったのだけれども、総務課に聞いても無理なのかなと思うのだけれども、人口をもし把握していれば後ででもいいのです。

ただ、そこでこれも加味しているのだろうか。いま高齢化率が 42 % ですよ。そうすると、まだ高齢化率が上がるのかなと思うのです。そうすると、生産人口も減ってきて税の関係の落ち込みもあろうかなと思うのだけれども、その辺はどういうふうな算出をしたのか、ちょっと教えていただきたいと思えます。

**新井田副委員長** 田畑主査。

**田畑主査** 先ほどのご質問に関しては地方税にかかる部分になるかと思えますが、こちらにつきましてはまずそれぞれ地方税、町民税、法人町民税、固定資産税、軽自動車税等々の税目につきまして、それぞれいま現状で例えば 26 年度ですとかの部分ベースにしまして、それから近年の実績を基にしましてどの程度の落ち込みがあるのかといった部分を入れまして計画を作成しておりますので、ある程度高齢化にかかります収入の落ち込みですとか、そういった部分につきましても反映されたものというふうにはなっております。

**新井田副委員長** さきほどちょっと出ましたこの人口減に対する試算資料というのはどうなんですか。これは、請求できるのですか。

大野副町長。

**大野副町長** 過去の国勢調査、5 年ごとの実績を見て減少している減少率を加味しまして人口推計は行っています。平成 36 年で職員の配置計画を目標年にしたのですけれども、国



調年とは違うのでそれを5年で割ってまた再計算をして3,740人という確かその数字だったと思うのですが、それをザックリ計算して4,000人ということにして、4,000人の町で国のほうで職員の配置モデルというものをつくっていますから、それを木古内に当てはめて職員数についてははじき出しているという手法でやっています。

**新井田副委員長** その他ございませんか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田副委員長** それではないようですので、以上で財政収支計画については終了したいと思います。どうもご苦労様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時43分

**再開** 午前10時50分

## (2) <教育委員会>

### ・各施設の管理状況及び各種事業の取り組み状況について

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

教育委員会の皆さん、どうもお疲れ様でございます。

早速ですが、各施設の管理状況及び各種事業の取り組み状況についての説明をお伺いしたいと思います。

手持ちの資料の中で当然わたっていると思いますけれども、ちょっとお許しいただきたいのは、1・2に、1に関してはちょっと項目が多いのですけれども分けて、1は全部ちょっと通して3)給食センター担当までやっていただいて、次に2という形で移っていきたいと思いますので、その辺一つよろしくご理解をお願いします。時間もちょっと押していますので、水道のほうもあるのでできれば午前中にとということで、その辺もちょっと考慮していただいてよろしく願いいたします。

説明をお願いいたします。佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 本日は、各担当のほうから説明させますので、よろしく願いいたします。

**新井田副委員長** 平野(智)主査。

**平野(智)主査** まず1ページの教職員住宅の利用状況について、ご説明いたします。

旧鶴岡小学校の横2戸、旧木古内中学校の横に5戸、それから現在の中学校の下に2戸の全部で9戸がございますが、全部入居しております。平成26年度は工事を行いまして、旧木古内中学校の横の住宅5戸の屋根の塗装工事を行っております。

利用状況については、以上でございます。

**新井田副委員長** 西山(敬)主査。

**西山(敬)主査** 社会教育を担当しております、西山です。

それでは、2ページ目をお開きいただきたいと思います。

こちらにつきましては、中央公民館の利用状況ということで、調定並びに利用状況ということで、今年度減少傾向にはあるのですけれども、今年度は耐震工事を中央公民館は行っておりまして、その関係で調定額並びに利用状況が減少している状況となっております。

図書の利用状況なのですけれども、例年よりも若干増加しております。こちらにつきましては、今年度図書館司書が配置になりまして、ワークショップやボランティアをうまく活用した中での活動ということで、今年度利用状況が上がっております。

次のページ、3ページ・4ページにつきましては、今年度図書の事業で行っている活動状況をこちらのほうにまとめましたので、後ほどご覧いただければと思います。

続きまして5ページ目、体育施設利用状況になります。こちらも、各施設の利用状況について掲載させていただきました。こちら実績につきましては、10月末現在の人数ということで、ご承知おき願いたいと思います。例えば、スポーツセンターの6月並びにテニスコートの6月で若干人数が増えておりますが、ここの部分につきましては中体連のテニス大会やバドミントン大会等で、そういう大きな大会があるとやはり人数が増加しているという状況でありますので、ご覧いただければと思います。

一番下の体育施設使用料につきましても、各施設の調定額を計上しておりますので、こちらを参照いただければと思います。

**新井田副委員長** 渋谷主幹。

**渋谷主幹** それでは、資料6ページをご参照願います。平成26年度の町民プールの利用状況の概要について、ご説明いたします。

今年度の町民プールは、7月26日にオープンいたしまして、9月28日をもって延べ60日開館し営業を終了いたしました。

累計利用者数は3,060名で、一日平均の利用者は51名という利用結果となりました。利用者の内訳につきましては、小学生が1,975名で全体の64.5%を占めており、一般利用者につきましては、498名で16%、幼児は460名で15%という状況となっております。特に、一般利用者と幼児利用者の増加等、新しいプールによる効果が大きかったと考えております。

また、夜間営業につきましては、今年度8月・9月、毎週火曜日の7日間実施し、利用者は67名、1日平均9.5人という状況でありました。次年度につきましては、利用者からの声を十分参考に各種事業や夜間営業について検討する中で、6月中旬のオープンを予定し多くの町民の皆様にご利用していただきたいと考えております。以上です。

次に、7ページから9ページを参照願います。

平成26年度のパークゴルフ場の利用状況について、ご説明いたします。

平成26年度のパークゴルフ場利用状況につきましては、利用者累計数は10,825人で、町内利用者が6,554人、町外利用者が4,271人で、前年度と比べまして町内利用者で532人、町外利用者で1人、計533人の増となっております。利用者の内訳は、町内外合わせてシーズン券利用者で761人の増、一日利用者で116人の減少、団体利用者と小学生で112名減少しております。

また、町外利用者では渡島管内が3,943名で92%を占めており、中でも北斗市で242人、七飯町で45名、松前町で41人、それぞれ増えております。前年に比べまして、渡島管内で122名増となっております。累計利用者が増加した要因につきましては、オープン当初から天候にも恵まれて芝の状態が良かったことから、町内外共にシーズン券利用者が増えたことと考えております。

平成26年度のパーク場は、11月3日まで営業をいたしましたが、平成27年度以降につ

いても、平成 26 年度に引き続き 4 月中旬のオープンに向けて除雪等のコース整備を進めるとともに、無料開放ディーを設けるなどして、またクローズの時期についても 1 日でも多く利用者に楽しんでプレーしていただけるよう管理に努めていきたいと考えております。

以上です。

**新井田副委員長** 続きまして、木元（豊）学芸員。

**木元（豊）学芸員** 資料館の整備進捗状況につきまして、ご報告いたします。

資料 10 ページをご覧ください。

まず工事関係につきまして、予定をしておりました工事のうち、礎の移設設置工事を除く工事が全て先月をもって完了しております。現在、礎の設置工事につきまして進行中でして、今月でこれも完了する予定となっております。

次に、整備の中身について進めてまいります。今年度、整理作業員 2 名を使って整備にあたっております。まず、木古内町の年表の作成につきまして、原稿が完了となっております。校正作業も終わっております。現在は、A 1 の掲載する正式な大きさにするための原版 18 枚が仕上がっている状況です。

続きまして、郷土資料の収集調査ですが、こちらにつきましては来年の 3 月に公開する分に続きまして、ほぼ完了となっております。ただこの作業につきましては、来年度以降も継続していくということにしております。来年度以降は収集、それと保有資料の電子化を進めてまいります。

次に、民具（生活文化財）の整理、これは継続中のごさいます、今年度 120 点ほど処理しております。

次に、寄贈資料の整理作業ということで、寄贈資料につきましても、今年度民具がおおよそ 100 点、郷土資料いわゆる文献、記録類、写真を含めまして、おおよそ 3,000 点の寄贈を受けております。新たに受けましたこれら寄贈資料は、来年度以降も継続して整理していく計画です。

次に、埋蔵文化財資料の整理ということで、新幹線に絡む建設あるいは高規格道路の建設に伴いまして、埋蔵文化財の発掘調査がことしで 6 年間連続で行われておまして、来年度以降も続きます。今年度までに発掘された遺物の返却が今後 4 年間毎年戻ってまいりますので、そのうち現在整理作業所にある 400 箱、そして旧中学校の体育館に保管してある 1,000 箱のうち、7 ～ 8 割が整理がなされております。こちらにつきましても、来年度以降継続作業をしていかなければならない作業です。

次に、資料館への移転作業ということで、こちらにつきましては随時やってまいりました。一番下ですが、展示のレイアウト作業ですが、こちらにつきましては来月 1 月より開始してまいります。現在は展示資料につきましては、一つもレイアウトをしておりませんので、6 月に来ていただいた時とどこが変わっているかと申しますと、二つの部屋に収納展示棚が設置になったことと、礎の設置工事が進行している状況。この二つが 6 月より変わった部分でございます。一番下に写真がございますが、左側が先月鉄道関係の資料ということで寄贈を受けました 120 点ほどの資料です。右側が二部屋に設置された収納展示棚の様子です。

続きまして、13 ページの A 3 版の平面図をご覧ください。

上の左側から展示 1、展示 2、展示 3、展示 4、この展示 3 と展示 4 に収納展示棚が設置

になっております。そして、ホール側に展示の 5、礎の部分です。それと、ホール側と展示の 1 から 4 の壁面を利用して展示の 9、こちらの年表の部分。こちらを合わせまして、来年の 3 月に公開するという予定になっております。そのほかの展示の 4 の右側に、小さい部屋があります。展示の 6 と反対側の図書室だったところの展示の 7、そしてその下の展示の 8 につきましては、来年度以降本格的に整備をしていく予定でございます。

なお、各展示ブースの具体につきましては、一番下のほうにそれぞれ掲載しております。

次に、条例の関係にまいります。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 条例の関係については、私のほうから申し上げます。

条例の関係、お示ししました資料は資料館の条例ともう一つ管理規則というふうに分けてございますが、その後ちょっと法制のほうともう 1 回協議をしまして、管理規則の中の 3 条の開館だとか休館日第 4 条等を条例のほうに盛り込んで一本にすると、条例一本でいくというふうな編集作業を行っております。まだ成案ができておりませんので、それはこの次の議会までのお示ししたいなと思っております。条例規則に関しましては、以上でございます。

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 給食センターを担当しております、西嶋です。よろしくお願いいいたします。

資料の 16 ページ、学校給食費収納状況について、いま現在の状況について説明させていただきます。

給食費の収納状況でございますが、平成 21 年度から平成 26 年 10 月末現在までの状況を上の方に載せてございます。平成 26 年度につきましては、調定額が半額助成もございまして、890 万 8,489 円に対しまして、収入額が 519 万 1,706 円、収納率でございますが 53.31 %で、例年同様に順調な推移となっております。今年度より半額助成を行ってございますが、各年度同時期の収納状況と比べても同程度の状況で推移してございまして、収納率的にはあまり変化がない状況にございます。納付傾向といたしましては、年額でも 2 万円台ということもございまして、一括納付や数か月まとめて納付されることが多い傾向にあります。その納付しやすい反面、遅れがちになりやすい傾向がございまして、これから年末にかけて支払い漏れがないよう、お知らせの通知を強化していきたいというふうに考えてございます。

あと下段につきましては、各年度の未納状況と世帯別の未納者の一覧となっております。内容について、確認をお願いいたします。

給食センターについては、以上です。

**新井田副委員長** ありがとうございました。

1 の各施設の管理状況及び各種事業の取り組み状況についての説明がありました。

これから質疑をしたいと思えます。

吉田委員。

**吉田委員** 吉田です。まず、1 ページ目から行きます。教職員住宅の件につきまして全部、埋まっているということで、この件については先生方に当町に住んでいただけるということでいいのかなと思うのですけれども、このほかにも先生方が違うアパートに住んでいるという人数などは把握しているかどうかの第一点。

それから次に、パークゴルフなんですけれども、パークゴルフのシーズン券を販売しているが教育委員会の窓口ですよ。それで、町外の人からちょっと言われたのですけれども、パークゴルフ場で何とかシーズン券を販売できないものかということがあるのです。確かに、管理している人がパートさんというか臨時なのでその辺は難しいのかも知れないのですけれども、わざわざこう行ったりどうのこうのというのがすごい大変だという話を聞いたものですから、その辺の見解がどうなのか。やっている。そこですぐ発行してもらえということで、そうすると何か違う話だったのです。すみません。

それから、先ほどの鶴岡小学校の資料館なのですが、いま説明をもらったのですが、13ページの図面の中に収蔵庫の部分がありますね。これは、27年度の予定なのですが、この大きさは大体の見当がついていると思うのです。それで、いまの時点でわかるのであればどのくらいの大きさになるのかなというのがちょっと知りたいので、二点についてお願いします。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いまお尋ねにありました、公宅以外の教員の居住状況ということですが、いま現在の町内のお住まいのかたはこのほかに、町の公営住宅のほうにお住まいのかた一人、それから町内にあるご自宅にお住まいのかたがお一人ございます。あとは、現中学校の脇の旧木古内高等学校の公宅がありますね。そこに、まだ所有権が移転されておりませんが、北海道のものになっておりますが校長先生と教頭先生、それとあとは臨時採用のかたがお一人住んでおります。

資料館の規模につきましては、いまプランニングは進行中ですが100坪を考えております。

**新井田副委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いま説明がございました。ということは、何か教員住宅が足りないような感じですよ、正直な話。公的な教員住宅としての教育委員会に関わるやつはいま現在はちょっと足りないという感じですよ、そういう見解でいいのですよね。

あと、この鶴岡小学校の収蔵庫は、当初の計画というのを見たときに、ものすごく大きかったのですよね、正直な話。何か、展示の7という部分がありますよね。ここがほとんど隠れるような感じで議会に出されたと思うのですよ。その辺で、いま100坪になってこの収蔵庫が主にたぶんこれから戻ってくる遺跡の部分が入ってくるのかなと。この100坪ではたして足りるのかどうなのか。とりあえず100坪なのですけれども、今後の見解も見て、この辺の見解というのはどういうふうに持っているのかちょっとお知らせをお願いします。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま現在、ここに書かれているのはちょっとスペース的に具体的に書けない状態でイメージだけなのですけれども、プランニングにつきましてはこれからということでもいま進行しております。全部返ってくる物が収容できるかということですが、そのように考えているのですけれども。ただ、どのくらい出るかというのは、まだこれから遺跡の発掘がございましたので不確定要素もございました。一応、全施設の中で納めようというふうには考えております。

**新井田副委員長** 平野委員。

**平野委員** 平野です。まずは、5ページの体育施設の利用状況についてですけれども例年、お願いと言いますか申し上げております他市町への利用促進の案内ですとか、あるいは特にナイター設備があるテニスコート、野球場等の施設の誘致等の取り組みについて現状、我が町ではなくて他市町に対してどのような取り組みをされているのか。あるいは、されていなければ今後、どのような計画をしているのか。いま現在、考えている部分についてお知らせいただきたいです。

それと、16ページの給食費について聞き漏らしたかも知れませんが、現年度ですね。今年度の未納額が何%、金額で何円くらいあるのかお知らせください。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま平野委員のお尋ねの、他市町への資料促進のPRということですね。具体的にはPRという形でご案内しているのはパークゴルフ場ですね。このシーズンはじめだとかにご案内しています。具体的にはパークゴルフ場だけです。あとは、積極的に例えば他市町に「この施設を使ってください。」というような働きかけは現在、行っておりません。

それから、未納については担当のほうから説明します。

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 未納と言いますか、10月末現在の数字になりますが、さきほども言いましたが調定額が890万ほどで、資料の16ページの右上を見ていただきたいのですけれども、調定額が890万8,489円に對しまして収入額が519万1,706円となっております。差し引きで、未納額にあたる部分が371万6,783円となっております。

以上です。

**新井田副委員長** 暫時、休憩します。

**休憩** 午前11時14分

**再開** 午前11時15分

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

西嶋主査。

**西嶋主査** 未納状況でございますが、10月末現在で遅れている状況でございますが、一昨年と比べましても同様な状況でございます。昨年につきましては、6万8,400円の未納額が発生してございましたが、同様な感じで遅れている状況でございます。

以上です。

**新井田副委員長** 平野委員。

**平野委員** 平野です。まずは、体育施設の利用状況については、パークゴルフ場については行っているが、ほかについては行っていないということですが、これは毎年要望と言いますかお願いしている部分なのです。他市町の施設で野球場、テニスコート等でナイター設備が充実してある程度自由に使えるというのがない自治体もございます。その中で、野球場についても「使いたいんだけど場所がないのだよ。」という声が聞こえているので「何とかそこを木古内の場所を知ることによって利用が増えるのではないか。」という話を例年しているところでございます。それによって施設の使用料、野球場についてもテニ

スコートについてもこれだけの利用人数があるにもかかわらず、使用料がこの程度の金額になっているという部分も、おそらく野球場の利用については地元木古内町の少年団でしたり、地元の子ども達達が所属している野球クラブでしたり、その使用で大幅を占めているのかと思います。その団体から使用料をいただくということはもちろんなかなか難しいでしょうし、子ども達に対してはいまは無料と言いますか自由に使用させてあげたいという思いもあるわけですが、まだまだせつかくことはグラウンドについてもすばらしい土が入って立派な施設になりましたね。それをもう少し、使用料が全てではないですけども、もっともっと利用してもらえるような取り組みをしていただきたいと思います。これは例年、伝えております。それが今後、2020年にオリンピック・パラリンピックの誘致。木古内町独自ではなかなか難しいという答えもいただきましたけれども、そのこのヒントになっていくことが多々あると思います。これは、次年度から早急に、たったパンフレット一枚でもいいと思うのです。各施設に、「木古内町のナイター設備申し込みをいただくくらいで利用できますよ。」「地元の野球チームに案内をお願いします。」というスタートからでもいいと思うのです。あとは、大々的にお金をかけて宣伝するというわけでもなく、口コミでもいいのですけれども、話すことによって一組でも二組でも利用がなされる取り組みをしていただくことを要望いたします。それと、一応の答えをいただきますので。

給食費については、我が町独自の給食費を無料と、いまは無償化という話もでていますが、半額ですね。いまは無償化というテーマも出ていますが、半額にしたということについては大変、木古内町独自の子育て世代に対して大きな施策だったと思います。その子育て世代の保護者を応援するとともに、せつかく半額にしたわけですから、この未納額をゼロにするのだという担当者の気持ちを持ってほしいのです。もちろん、卒業されたかたもいますけれども現在、まだ子どもさんがいらっしゃってこのこの滞納額、平成25年から遡っている部分についても、そこを回収するためと言ったら変ですけども、「今回半額にしているのだから何とかその分を1,000円でも2,000円でもいいからこちらにあててください。」と。集金技術ではないですけども、せつかく掲げた施策をうまく活用ということではないですけども、利用してこの未収額のゼロを。現年度についてはゼロ、そして遡った未納額についても少しでも減らすような担当者の力強い取り組みを見せてほしいと思います。

以上です。

**新井田副委員長** いまの二点に関しての答弁をお願いしたいと思います。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 野球場、テニスコートの利用促進について、他市町へのPRに努めるべきだというご指摘でございますが、具体的にいつということではいまは申し上げられませんが、機会がありましたらパンフなりは置けることを進めるように行いたいと思います。

失礼しました、もう一回言います。基本は、前にも3定でご説明しておりましたが、現在の木古内町の施設は住民のレクリエーションだとか余暇の充実ということを主眼に置いております。ただ、利用の状況を見ますと若干、他市町から使う余裕はあるかと思えます。そういうことで、機会を見つけてPRには努めたいと思います。

それから、未納につきましては、過年度分の未納は主に卒業されたお子さんのいま現在現役でない方々がほとんどでございます。そういうことで、いろいろ徴収に歩いている

のですが、住所が転々と変わったりだとか、いろいろな事情でなかなか督促状を出したり訪問徴収をしているのですが、具体的に目立った成果が上がっていないところが実際のところですが、引き続き努力をしていきたいと思えます。

以上でございます。

**新井田副委員長** 平野委員。

**平野委員** 町民を重視するという話はもうわかっています、もちろん。当たり前の話です。ただ、いまの答弁にはありませんでしたけれども、先日の定例会でも教育長からも 2020 年に向けて誘致の取り組みを進めていくということばもあった中で、いまの質問の中でもその部分はあったのですけれども、ただ「機会があったら進めていく。」程度の答えではなくて、その誘致をするにあたっての他市町の人達がどういう利用や必要性があるのかだとか、もう少し具体的に勉強していただいて一生懸命取り組むということばを毎回言っているのですよ、取り組むと。住民が優先というのはもちろんわかっています。ただ、その誘致に向けた「いま機会があったら行く。」程度では今後、先行きが全然見えないと思うのです。ことばが非常に力不足と言いますか、気持ちが届いていないと言うのか、まずそれが一点。

給食費については、「いま過年度分の昔に遡って徴収しろ。」という話ではなくて、では卒業したばかりの子なのですか。平成 25 年、平成 24 年、平成 23 年の中で残っている子たちもいるわけではないですか。それを、「今回掲げた半額の施策を執り行ったので、その分をください。」という話ではないのですけれども、町として半額で保護者の方々の負担を減らしましたと。そこで、今年度についてはゼロにする。過年度についても少しでも、そこを武器にという話ではないのですけれども、卒業されたかたもいらっしゃいます、もちろん。ただ、残っているかただっているではないですか。質問に対するきちんとした答弁をしていただきたいと思えます。

**新井田副委員長** 教育長の見解で答弁をお願いします。

教育長。

**野村教育長** 平野委員の二つのお伺いについて、私のほうからお答えをさせていただきたいと思えます。

一点目の、町内の施設の利用促進というようなことでございます。これにつきましては、議会の一般質問でも出ておりました私のほうからもお答えをしておりますが、有効に活用するというようなことは施設を管理しているものとして当然のことでございます、町内の利用に加えて町外の方々にも多く利用していただきたいというふうに思っています。

現在、例えば子どもの野球大会だとかの誘致については、それぞれ渡島の方々の関係者を通してお話をしながら大会誘致に努めているところでございます。今後については、それぞれの施設の利用促進に向けて積極的に PR をしてまりたいというふうにして思っています。

二つ目につきましては、この未納の件についてでございます。鋭意、この未納回収に向けて担当のほうで努力をしているところでございます。今年度から半額の給食費になったということで、この 26 年度は完納していただかなければ困るというふうにいま考えております。それは、26 年度にこれを完納しないと、完納というか未納がある場合は次年度はまた半額の条件ではなくて、全額を支払っていただくというような教育委員会の方針で考えておりますので、特に 26 年度の未納はないというような形で進めていきたいと思えます。



加えて、過年度の未納額についても鋭意、努力をしてまりたいというふう考えております。  
以上です。

**新井田副委員長** 又地委員。

**又地委員** まず、スポーツセンターの全体の利用状況はわかった。けども、どういうスポーツが、この因数分解をした資料を出してください。まず、それが一点。

それから、スポーツセンターにもとはトレーニングルームがあった。これは、前にも言っているのですけれども、備品がもう老朽化していますね。それを今後、どうしようとするのか。教育委員会サイドの考え方をちょっと教えてほしい。

それから、今度は町民プール。ことし7月29日にオープンして9月28日まで60日間でしたね。新築して60日間オープンして、夜も含めた中でオープンして夜が67名です。一日で、9.5人平均ということですが、来年度の構想をちょっと聞かせてください。せっかく新しくつくって温水プールにしたわけですから、利用者にしても「もっと長くできないのだろうか」と、後ろのほうをという声が随分強いです。

それから、パーク場の利用状況は報告していただきました。町外、町内を合わせて1万825人だったと。そこで、パークゴルフ協会との連携はどこ部分でどんな連携を取っているのだろうと。私は、25年度よりも多かったと、町外合わせて533人。これは、天気が良かっただけではないのだ。パークゴルフ協会自体が大変な努力をしてくれている。その努力というのを担当課はわかっていますか、教育委員会で。どういうことかということ。これは、例えば知内のパークゴルフ協会だとか福島だとか松前だとか、あるいは江差だとか他町のパークゴルフ協会の応援をもらっているのです。そして、木古内で大会を開いてもらうというような汗をかいているのですよ。ただ単に天気が良かったからきたわけではない。その辺を考える中で、パークゴルフ協会との連携をどんな形でとっているのか、それをちょっと聞かせてください。

それと、給食費の部分だけでも、この資料はだめですね。だめだというよりも、この資料だとなかなかわかりづらいのですよ、これ。どういうことかということ、平成26年10月末現在のこれは890万8,489円というのは、10月末現在の調定額でないでしょう、1年でしょう。そうしたら、10月現在の金額をここに入れるのです。そして、実際に10月末に収入した金額が519万1,706円でしょう。そうすると、10月末でも対比ができるわけです。そうすると95%なのか、いま教育長も言った「完納させる」という観点からいって何%いっているのですか、10月末で。そうすると簡単にわかるのですよ。そういう資料を作るべきではないのかな。

それと、未納額の部分で52万8,750円、これは今年度の分でないでしょう。だから、資料が全然なっていないのです、これ。去年の未納額が56万8,150円あったのです。そして、去年の分過年度分を3万9,400円入れてもらったのです。それで、52万8,750円になったのでしょうか。ここに、今年度の未納額が書かれていないのです。これは、掌握していないとしたら怠慢ですよ、課長。この未納額を掌握していないと、今年度の分。先ほど担当から「今年度の未納額はちょっと掴めません」というような答弁あったけれども、掴んでいるのですかこの金額。そうしたらそれを教えてください。だから、資料もちょっと例えば担当のほうで資料を作ったら、課長。あなたのほうできちんと見ないとだめでしょう、これ。しつちやかめつちやかな資料ですよ、こんな資料なんて。どことどうやって数字合わ

せたらいいのかわかりません、これなら。せつかく 10 月末現在であれして、1 年間の調定額に対しての 53.9 %それはわかります。だけれども、実際に 10 月末までの比較できる資料になっていないでしょう、これ。よその課はみんなあれですよ、10 月末現在はこうですという資料が出てくるのだけれども、その辺ちょっと考えてください。以上。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** いま又地委員からのご指摘のサークルの内訳につきましては、あとで別資料を提出させていただきます。

それから、トレーニングルームの備品につきましては、確におっしゃるとおり古くなっております。備品の予算要求に努めていきたいと思っております。

それから、町民プールにつきましては、先ほども主幹のほうから話がありましたけれども、来年は営業を 6 月の中旬から 10 月の上旬を予定してございます。

それから、パークゴルフ場の関係ですが、おっしゃるとおり協会さんのご努力に本当に感謝しております。シーズンはじめとシーズンの終わったあと、会議を持っております。その中で、いろいろ例えばコース整備のことだとか、いまおっしゃられました誘致だとかいろんなこと、この辺もう少しこれから連携を強めて、協会さんと連携を密にして利用増進を図っていききたいと思っております。

あとは、給食センターの資料につきましては今後、提出する資料はもう少しわかりやすい資料を作るように努力いたしたいと思っております。以上です。

未納額については、担当からお話します。

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** いま現在未納額については、ちょっと数字を持ってきていないのでちょっと報告はできないのですが、今回このような提示させていただいた経緯といいますか説明をいたしますと、既に年度当初で 1 年間払われるかたが結構おられまして、なかなか 10 月末の調定額を対比するのも資料としてどうなのかなと思って、年度内の調定額とさせていただきます。

ただ、次回から資料のほうは訂正して。

**新井田副委員長** 又地委員。

**又地委員** 例えば、年度当初に全部払ってくれる人もいます。そうしたら、10 月末の調定額よりも多くなるのです、いいでしょうそれは。いいことなのですよ、そうでしょう。だから、10 月末までの調定額は整理してないのですか。毎月あれして、例えば 26 年度の調定額は 1 年間で 890 万 8,489 円だと。そうしたら、表を作って 4 月・5 月・6 月・7 月とあれして、10 月の部分まではいくらと出るでしょう。それが、10 月末の調定額だ、入ってくるだろうと思われる。ところが年度当初だ、4 月とか 5 月の 1 年分先納めしてくれたと。そうしたらプラスでしょう、超過するのだから。大して良いことでしょう。そういう業務をしていないで、例えばいま未納額の金額は掴めない。そんなことでそうしたら、完納させるという業務と連携できないでしょう。完納させるためには、常にその月々の予定額とどうなのかを見ていなかったら仕事ができないのではないですか。これは、管理職ですよ。誰が教育しているのですか、そういうことを。全然なっていないでしょう。教育長、教育長は「完納」と言った。だから、完納させるためには、職員が目を光らせていないとだめでしょう。そして、完納できない時は、せつかくことしからはじめた「助成制度をど

うのこうの」と、何かナンセンスな考えですねそんなのは。議会の議決をもらって、そして助成制度をしたのですよ、半額助成を。それを完納できなかった場合は、廃止するのですか。あるいは、その子どもだけ助成をしなくするのですか、そこの家庭だけ。そんな考え方なんてあり得ません。だから、どうやって完納させるかでしょう。完納させるためには、日々どうやって職員が努力しているかですよ。完納できなかったと、教育長。そうしたら、半額助成をその子どもだけにしてしまうのですか。何かだめでしょう、そういうのは。且つ、例えば資料にここに出てきています、A・B・C・D・EからIまで。この家庭環境とかも報告してくれないのですか。私は、反対です。例えば、なぜ納めてくれなかったのかその背景も知る必要があると。ただ単に、「完納してくれなかったから来年はこの子どもだけは半額助成はしない」と、不公平でしょう。それは完納してもらえるのが当たり前で、最初からそういう助成方法をとると言っていましたか。違うでしょう。だから、それはもしそういう子どもがいたら、みんなで何とかしようというのが。私は、もしそれを出してきたとしたら、私は来年は反対します、反対する。だって、仕事しているのが満足な仕事していないのだから、そう思いませんか。金額も10月末で未納額の掌握もしていないのですよ。掌握させていないのですよ。何なんだこれ。私はその辺、教育長でもいい課長でもいいちょっと聞きたいです。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** まず、一つのルールについて、まずご説明申し上げます。

まず、今年度未納が発生した場合、来年度の半額助成は該当しないということで、既に皆さんにお伝えしておりますし、それは周知してございます。

それから、いま未納額の正確な数字を把握していないということで、この資料ではわからないということでご指摘は再三ございました。大変申し訳ございません。もう少しわかりやすい資料で、再度提出いたします。

それから、いま現在持ってきておりませんが、今日中に提出いたします。

それから、家庭環境の資料ということで、それも内部的にはございますので、それも大まかなものをお示ししたいと思っております。以上でございます。

**新井田副委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午前10時40分

**再開** 午前10時46分

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

いまの非常に資料整備が非常になっていないという各委員のご指摘がありました。よって、お昼からそういう部分をちょっときちんと内部で精査しながら、説明をいただくところは説明をする、資料をいただくところは資料の提出をお願いする、そんな形でお願いしたいと思います。

東出委員。

**東出委員** 先ほどの説明の中で、12月に郷土資料館の条例として出したいということを課長から説明があったのだけれども、まずその説明の中で「条例の中に規則も含めるのですよ」と言ったのですけれども、これは間違いなのかどうか。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 規則の中の開館第3条と休館日第4条、この内容を条例の中に入れると1本でわかりやすくなるというふうな判断をいたしました。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** あなた達いま条例を提案するのは12月なのだろうけれども、あなた達全部外部にもっている施設。例えば、スキー場でも公民館でもスポーツセンターでも、みんな条例は条例として持っていて、そして規則は規則で必ずあるのですよ。何か知らないけれどもいまのそのやり方ですと、3条・4条を条例に持ってきて、そして規則はなくするのだと。どうしてそういう取り方をするのですか。ずっと管理だけだったらそうなるかもしれないけれども、管理運営規則ではないのですか。ただ管理規則なのですか。なぜ運営を付けないのですか。運営を付けたら規則として残せるのではないのですか。その辺の見解はどうですか。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 教育委員会的にいまおっしゃったとおり、管理規則と条例とだいたいの施設は二本立てとなっております。

ただ、法制のほうとのやり取りの中で、最近のものは全部開館だとか休館日だとかというのは、条例のほうに含まれているということで、「そのように統一しなさい」という指導を受けました。ということで、条例の中に開館と休館日を入れたいと思っております。そういう経過でございます。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** だけれども私が言いたいのは、管理運営規則にして規則は規則で運営規則で残したらどうなのですかということなのです。どうなのですか、その辺。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 東出委員のおっしゃる管理運営規則につきましても、文言を例えば（案）の中で、開館と休館日を条例に移したとした場合、この構成についてもいま現在検討をしている最中でございますので。すみません、きょうはお示しできなくて申し訳ございません。ちょっと私の言葉が足らなかったのかもしれないけれども、この中の開館日と休館日の文言を条文を資料館の条例のほうに移すというのは大きな内容でございます、管理規則につきましてもいま現在、ではどのようにしていったらいいか検討中でございますので、ご承知おきください。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** どっちにしてもいまこれ17日の出してくるのでしょうか。ちょっと遅いのではないですか。条例出てきた時に、私もう一回そうすれば議場でやらなければならないのだけれども。いいですよ、一人でやるから。以上。

**新井田副委員長** 副町長。

**大野副町長** この度の郷土資料館の条例提案にあたりまして、我々行政のほうとも協議をさせてもらいました。委員がご覧のように現行条例の中では、条例を制定し規則に委任をしているという内容なのですが、条例は議決行為、規則は行政内部での決裁行為。そこで、昨年からそうなのですが、この休館日・開館時間これについては、条例の中に制定をして変更する時には議会にお諮りしようという思いで替えていますので、今回教育委員会

のほうから提案あった新しい施設ですので、そこはいま私が言いましたように、条例ということで提案をさせていただく。これまでの制定していたものについては、このあと改定するかどうかについては、また行政内部で協議をしてまいりたいというふうには思っております。いまの方針は、開館時間・休館日これも議決事項であろうとこういうふうなことで進めております。以上です。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** 何となく納得はしました。ただ、ちょっとそうするとそれはそれとして理解します。ただこういう施設をつくった時に、いままでですと必ず愛称名が入っているのですが、何で今回これ愛称名もなくただ「木古内町郷土資料館」というだけで止めてしまっているのですか。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 愛称につきましても、内部でちょっと検討をしました。愛称を付けるべきかどうかということで、郷土資料館につきましても、特に愛称はいらないというふうな判断をいたしました。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** いらぬ理由を言ってください。

(「関連」と呼ぶ声あり)

**新井田副委員長** 又地委員。

**又地委員** せっかくつく郷土資料館、木古内に一つよりない郷土資料館、そこです考えるのは。だから、教育委員会で例えば資料館ができます、場所は旧鶴岡小学校を利用する。強いては、郷土資料館の名前とか募集したらどうなのですか、知恵を絞って。町民に愛されるような。そういうところがあれですよ、何か。そうだと思うのです。せっかくプールだって公募して名前を付けたでしょう。そうしたら、郷土資料館も教育委員会サイドでちょっと知恵を絞って、せっかくできる郷土資料館ですから。そういうあれは考えないのですか。何か情けないですね、そういうのは。そうしたら、「旧鶴岡小学校跡地だ」それだけで終わるのですか。何かあそこは、将来隣にあれでしょう、庄内の記念品もあるでしょう。何か知恵を絞ったらどうなのですか。

**新井田副委員長** 佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** ご指摘を真摯に受け止め、検討してみたいと思います。

**新井田副委員長** 東出委員。

**東出委員** 検討ではないのですよ。専属に学芸員の資格を取った木元さんを配置させていま一生懸命やっているのですよ。いままでとは訳が違います。検討ではないですよ。早急に募集しなさい。どうなのですか。

**新井田副委員長** 教育長。

**野村教育長** 愛称につきましても、募集をしたいというふうに思います。町民プールの場合、「ふるさとの森プール」ということで、条例等の関わりはありません。ですから、条例の部分とは別として、愛称という部分を募集したいというふうに思っています。

以上でございます。

**新井田副委員長** なければ、午前中の審議を終わりたいと思いますけれどもよろしいですか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**新井田副委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午前 11 時 56 分**

**再開 午後 2 時 19 分**

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中に教育委員会のほうに資料等を求めていたのですけれども、ちょっと一部まだできていないのがあるということで、先に中学生のスクールバス通学に係る検討ということで、この辺をちょっと揉んでいきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 担当の平野（智）主査から説明申し上げます。

**新井田副委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 学校教育担当の平野でございます。

スクールバスの中学生の利用について、検討いたしました結果について、ご説明申し上げます。資料の 17 ページをお開きください。

スクールバスの運行状況について、26 年度の状況でございます。乗車の児童数は今年度は、釜谷から札苅までの海岸線につきましては 22 人、中野・瓜谷・鶴岡の農地方面は 10 人がスクールバスで通学しております。運行時間は登校時間は、釜谷のバス停を 7 時 45 分頃に出発しまして、小学校に 8 時過ぎに到着いたします。農地方面は、7 時 30 分に役場の車庫を出庫いたしまして、中野・瓜谷・鶴岡の順に自宅の前から子ども達が乗っております。下校時間は授業時間に合わせまして、5 便の時間を予定してございます。

3 番の運行日数でございますが、これは 25 年度の運行実績でございます。登下校は 209 日、平日の学習活動は中学校の 1 回を含みまして 23 回、休日の運行は中の川のプールまで送迎をしておりましたので、16 日を含みまして 28 回で、合計 237 日の運行となっております。25 年度はプールの送迎がありましたので、委託契約の 240 日の運行見込で契約しておりまして、契約額は税抜きの 356 万 7,375 円でございます。

4 番の業務委託契約でございますけれども、26 年度から 29 年度までの 26・27・28 年度の 3 か年の長期契約をいたしております。年額ですが税抜きで 327 万 7,500 円となっております。運行見込日数は 225 日でございます。25 年度と 26 年度は消費税率が変わっておりますので、税抜きで比較していただきたいと思っております。

次に、18 ページでございます。

スクールバスの運行の実態でございます。登校の時は釜谷はバスが先に行って待機しておりますので、子ども達は直接バスに乗り込みます。泉沢・札苅は、バスが釜谷へ向かう時に運転手さんが待合室の鍵を開けて行きます。子ども達はバス停の待合室の中に入っております。高学年のリーダーが待合室の鍵を閉めまして、きちんと一列に並んで乗り込むという形でございます。下校時は役場の駐車場に待機しているバスに子ども達が乗り込んできます。下校の人数でございますが、学年で下校時間が違うこと、また学童保育に行く子どももいること、それから保護者の迎えがあるなどの理由で 10 名以下の場合が多く見受けられます。子ども達がバスを降りる場所ですけれども、バスの運行がはじまった当初

は各地域で 3 箇所ほどの停車場所を決めておりました。いまは人数が少なくなってきたこともありまして、運転手さんが子ども達の安全を第一に考えるということで、山側のほうは自宅付近で止めます。道路横断が必要な子どもは信号機を越した場所で下ろして、信号で渡るといように安全に配慮をしてくれている状況でございます。下校時間とバスの発車時間でございますが、給食終了の時間から部活動の終了まで 5 便の運行としておりますが、通常は 14 時 45 分、15 時 35 分の 2 便と、部活動がある日は 4 時半、5 時半の 1 便または 2 便を運行させております。火曜日は、14 時 30 分と 15 時 20 分に授業が早く終わりますので繰り上げております。水曜日は、14 時 45 分の 1 便のみの運行となっております。学校行事によりまして時間を変更して運行することがあるので、学校では 1 か月分の運行予定を運転手さんに渡して、運転課管理をしている状況でございます。中学生の下校に使える通学の列車は、現在 15 時 12 分とそれから 16 時 35 分、18 時 57 分発の 3 便となっております。

次に、19 ページをお開きください。

中学生の登下校の状況でございます。釜谷から札苧の海岸線の生徒は、中学生 26 年度 10 人ございまして、この中で部活動をしていない生徒は 3 人ございました。農地方面は 5 人で、鶴岡・瓜谷で函館バスの定期券を発行している生徒は 3 人でございます。そのうち 1 名が部活動をしてはおりません。学校のほうに下校の様子を確認いたしましたところ、校内で列車の待ち時間をしているというような生徒の姿は見られないということで、吹奏楽部などはほぼ保護者の迎えで帰宅しているような状況のようだとということでございました。生徒と保護者に登下校の実態についてのアンケート調査を行いました。対象となる中学生は、10 人のうち生徒・保護者とも 8 人からの回答がございました。この中で、1 名の生徒が帰りの列車の時間が合わないために部活動ができなかったという回答をしております。通学用の自転車を登録しているのが 6 名の生徒が登録をしております。天気の良い日は自転車で登下校をしている状況もあるようでございます。登校では 4 人、また下校では 6 人が自家用車で送迎があるという回答でございます。定期券を土曜日・日曜日、また長期休業期間中も有効利用しているということが確認できました。「スクールバスの通学のほうがいいですか」という問いには、6 人が「いいえ」という回答をしております。

20 ページをお開きください。

保護者からの回答の中で、質問・意見を書いてくださいというふうにしてお願いをいたしました。保護者からの回答の中では、登下校の送迎はスクールバスになってもバス停が遠いですとか、部活の時間がまちまちだということで、送迎は必要になると思うという回答がございました。また、夏休み・冬休みの期間は部活動のある生徒はほぼ送迎をしているということです。通学についての意見からは、列車の待ち時間が長いなど下校時の対応についての希望が多くありましてし、部活動が終わる時間帯でのスクールバスの運行を希望されている意見が多くございました。

21 ページでございます。

児童生徒数の推計でございますが、平成 26 年度は小学生が 146 人、中学生 89 人で 235 人でございます。6 年後の 32 年度には、小学生が 109 人、中学生が 68 人となりまして、全体で 177 人と見込んでおります。60 人ほどの減少となりますけれども、海岸線・農地方面とも小中学生を合計いたしますと、児童生徒数には大きな減少はなく推移する見込みと

なっております。

以上のことから、次の 22 ページにまとめでございます。

人数につきましては、札苅・泉沢・釜谷方面は小中学生を合わせても最大で 34 人、学級活動でも最大で 36 人で、現在のバスを活用することに問題はございません。農地方面ですが、小中学生を合わせますと 10 人を下回ることがありませんので、現在のワゴン車では乗車することができないという状況でございます。スクールバスの運行時間では、登校に関しては問題はございませんが、現在の日課の中では火曜日の 3 便目です。15 時 20 分に小学生が終わるのですけれども、中学生を同じバスに乗せるということになりますと、小学生が 15 分から 20 分以上バスの中で待っていなければならないというような状況になります。また、学校行事などがあって下校時間が変わった場合に、その都度小中学校で調整を行う必要が出てまいります。

③の経費の見込でございますが、海岸線の通学にかかる経費の見込額は現行の小中学生がスクールバス、それから中学生が J R を利用した場合に、バスの運行委託料とバスの燃料費、中学生の J R の定期代を合計いたしまして、438 万 1,198 円でございます。小中学生がともにスクールバスを利用した場合に運行の委託料ですが、これは中学生の部活動に対応するために 1 便増加となりますので、それから学校行事の休日の運行というのが出てまいります。学芸会、それから運動会に加えまして、中学校の学校祭と陸上競技大会でございます。それらのことから、現在の委託業者に増える分の見積もりを出してもらいましたところ、405 万 9,720 円という見積もりでございました。バス料金も 1 便増加いたしますので、1 回にかかる燃料を増やして計算いたしまして 64 万 2,418 円、定期代はなくなりますけれども。

**新井田副委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 31 分**

**再開 午後 2 時 32 分**

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

平野（智）主査。

**平野(智)主査** 引き続きまして、定期代がなくなりますので夏休みと冬休みの J R 代金として、部活動をしている生徒には 1 か月の定期券、それから部活動のない生徒には補修授業の 3 回分の J R 代金で計算いたしますと 4 万 4,520 円となります。合計で 474 万 6,658 円となりまして、現在より 36 万 5,460 円の増加が見込まれます。これには土曜日・日曜日の部活動の対応の費用に関しては算入してございません。

次の 23 ページでございますが、アンケートの結果は先ほどご説明いたしましたとおり、生徒の多くはバス通学を歓迎していませんけれども、保護者の皆さんはやはり部活動の終了時間に合わせたバス通学を希望しておりますし、土曜日・日曜日・夏休み・冬休みの対応が必要となってきます。

まとめといたしまして、小中学校の下校時間の調整がいまの日課ではできません。現時点では、小中学生のバス通学を同時に行うということでは、1 台のバスでの運行は難しいものでございます。小学生を乗車させてから中学校に向かう場合でも、また中学生が小学



校まで徒歩で歩いてくる場合でも、小学生の帰宅に時間が増えるということになります。

また、その都度小中学校間での時間の調整が必要になりまして、現在スムーズに無理なく行われている小学校でのバス通学の運行に支障が出る可能性がございます。スクールバスを2台使用するとした場合、海岸線だけで2台を使用するとした場合に、29人定員のバスの購入に約770万円ほど必要でございます。運行委託料が帰りだけということになりますので、180万円程度増加するということになってまいります。何よりも農地方面との整合性を図ることができません。農地方面は現在の車両では対応ができませんので、またこちらのほうにもバスを購入し、運転手の人件費がかかってくるという状況でございます。

以上のことから、教育委員会といたしましては小学生の通学を現状通り円滑に行うということをやまず第一にしたいと思います。経費の増加を最小限として、中学生の登下校を円滑に行っていかなければなりません。現状といたしましては、JRが運休した場合など脱線事故で運休した時に、連絡がつかず子ども達が駅の待合室で待っているという状況がございました。教育委員会の対応が悪かったのですけれども、そのような場合には中学生もバスで登校をするということを保護者、また生徒のほうにも周知を行いました。この場合の下校は状況を確認し、教育委員会のほうで対応をして実施いたします。JRでの帰宅に待ち時間が長いということが発生してまいります。その時は小学校の運行時間に合わせて、中学生もバスに運行させるということといたします。その場合はバスは小学校のバス乗り場、役場の駐車場にいるということで、中学生にここまで来てもらうということになります。また、中学校が部活動ですとか放課後活動が一切なく、全員同じ時間に午前授業で帰宅するというようなことがございます。そのような場合には、小学校の運行時間に影響がないことを確認し、特別に時間設定をした特別便を運行して対応してまいります。現在JRの運行でこのような対応といたしますが、第三セクターに移行してまいりますので、その時点では列車の運行状況を確認して再度検討を行いたいと思っております。

説明は以上でございます。

**新井田副委員長** ありがとうございます。いま、中学生のスクールバス通学に係る検討ということで説明がありました。これに係る質疑をこれからはじめたいと思っております。

どなたかありませんでしょうか。平野委員。

**平野委員** 最後のまとめの部分を読んだ段階で、これは下校の際は中学生の乗車を可能とするということですが、これはいつから実行される予定ですか。

**新井田副委員長** 平野（智）主査。

**平野（智）主査** 臨機応変に乗っている子どももいたようなのですが、きょうの報告をして、中学校のほうにはこういう形で進めたいということでは話はしております。ただ、バスに乗る乗らないとかということがはっきりしなければ生徒の安否確認とかができないということがありましたので、どのようなルール付けを行うとかということを中学校と詰めて、そこが完了次第保護者のほうに周知したいと思っております。

どうやって帰ってくるか、保護者がわからないような状況では困るということで、学校のほうの意見なのですが、きょうは列車で帰るのかバスで帰るのかということがわからない状況であれば万が一、事故があった時の対応とかが困るので、それを保護者と子どもが約束をするとか、そういうことをきちんとルール付けをしてから乗せたいという意見でございました。

**新井田副委員長** 竹田委員長。

**竹田委員長** 23 ページのアンケート結果から、「生徒の多くはバス通学を望んでいない」。それは、19 ページの生徒の回答の部分である「丁度良い列車の時間帯の列車があるだとか、列車通学があるだけでありがたい」。だけど、保護者の立場からすれば負担軽減というか、そういう部分を含めてバス運行を望んでいるという部分。この辺、ちょっと生徒の回答が本当にそうなのかなという気がするのです。だから、先ほど平野委員からも言われたように、中学生の乗車も可能にするというこのきちんとした定義づけをして、利便を図るような一歩でも前に前進したという方向性を出していくべきではないかなと思うのです。

ただ、農地のほうは人数からしていまの 10 名乗りの車では無理だということですから、その辺との整合性も含めての中学生に踏み切るかどうかということの決断をあれしななければならないのかと。どこかでこういう道筋を付けければ少しは改革してくるのかなという気がするものですから、これだけの資料は大変わかりやすい資料をつくっていただいて本当に感謝を申し上げますけれども、もっと一歩踏み込んだものをもう少し教育委員会内部としては検討していただければというふうに思います。

特に答弁はいりません。

**新井田副委員長** 平野委員。

**平野委員** 竹田委員長の部分とかぶりますけれども、おそらくこのアンケート。子どもが必要がないと言っているのは、大人になりかけの中学生が小学生のバスに乗りたくない、はずかしいぞという気持ちが入っている部分だと思います。間違いなく、この資料からわかるように一番困っているのは帰りの下校の際の部活動の終わった時間だと思うのです。JR の時刻も載せてありますけれども、4 時半から 7 時、2 時間半の間に部活動が終わることがほとんどであって、アンケートのとおり中学校の玄関前には部活動終わりの生徒さんの保護者が 100 % 待っているという現状でございます。そんな中で、昔の話をちょっとさせてもらおうと、我々が中学生で汽車通をしている時代は生徒の数もかなり多くて、札苧・泉沢・釜谷を含めて数十人の生徒が汽車通をしていました。もし、1 時間や 1 時間半の時間があつたとしても、駅前も本屋さんがあり文具屋さんがあり、お焼き屋さんがあり、みんなで少しそこでたむろといいますかしているのも楽しみであつたのですけれども、現状は泉沢・札苧を合わせても一人や二人。学校側も昔は JR の時間に合わせて部活動をしっかり終わらせる、「4 時の汽車が間に合うな、ではいま終わる」、「6 時の汽車に間に合わないからいま終わる」ということだったのですけれども、いまはたった一人か二人の生徒なので、学校側もちょっとそこの部分に考慮していない現状があるのです。なので、まさにいま平野主査からまとめの話があつたとおり、たくさんの予算を付けて全てをバス通学にしろという話を望んではいなくて、帰りの時間だけを臨機応変に時刻変更もしなくていいと思うのです。この 5 時半のバスに中学生が乗れるようにすれば、それでいまの保護者の問題が解決できる部分は大体済むのかなと感じております。

それで、中学生なのでいま言った安否確認等も必要ですけれども、ある程度自分たちで判断しなければならないという観点からも、まずは時刻表ですね。いつのどういう時にバスを運行しているので乗れるのだという、いま見ると曜日ごとに結構時間が変わるので面倒といいますか。なので、例えば 4 時半と 5 時半のここの部分だけ乗れるのだとか、そういう周知を学生さん、学校側にきちんとしてほしいと思います。

答弁はいいです。

**新井田副委員長** ほかないですか。

一ついいですか。素朴な質問で申し訳ないのですが、18ページの(5)の「スクールバス運行の実態」という項目があるのですが、1)の登校時、釜谷と泉沢、札苅と二つに分けていますけれども、釜谷の部分の「バスが待合室横に待機しているため、待合室は使用していない。」というふうに明記してあるのですが、いつも気候の状況で例えば冬場とか夏場は当然気候は違いますけれども、冬場の問題で子どもさんが例えば乗るときにある程度時間前に来ていると思うのですが、そうなった時に例えば吹雪きになってるとか、雨が降っているよという事態で、待合室そのものというのはまだあるのですよね。そういう、「使っていない」という表現に聞こえるのですが、吹雪の時に開けて入れておくとか、そういう配慮というのはどうなんでしょうか。その辺をちょっと聞きたいのですが。

平野主査。

**平野(智)主査** バスの運転手さんが鍵を持っているものですから、待合室の鍵を開けると同時にもうバスがいるわけです。それで使っていないという状況で、叱られたことがあります。釜谷のご近所に住んでいらっしゃるかたに、「バスが来るのが遅くて、子ども達が外で待っている。」ということで叱られたことがありますが、それから運転手さんが少し10分ほど早く行くようにして、子ども達には「バスはこの時間まで来ないから、間に合う時間にゆっくり出てきてね。」ということで伝えてはあります。

**新井田副委員長** わかりました。いま、ちょっとそういう部分で冬場は特に吹雪になった時には使っていない、入れていないというような表現でとらえたものですから大変だなと。いま言ったように、早く行って待機している状況であれば別に問題はないと思いますけれども、わかりました。

ほかにございませんか。又地委員。

**又地委員** いまの鍵の件ですが、運転手さんが開けなければだめなものですか。ということは、地域に頼んではどうなのですか。例えば、子ども達が待っている待合室というのは釜谷1か所、泉沢が1か所、札苅も1か所。これは、学校サイドの教育指針の中には「地域が一緒になって」というものがあるのだけれども、そうしたら地域に頼んではどうなのか、これを。例えば、「バスの出発時刻の20分前とか30分前には開けてください、待合室を」と。そういうふうしたら運転手さんのあれも軽くなるし、そういうのを実際にやってみたことはあるのですか。

**新井田副委員長** 平野主査。

**平野(智)主査** 地域にお願いしていたというよりも、交通指導員さんが釜谷から出勤してくる時に開けてもらっていた時期もあるようです。

**新井田副委員長** 今後、そういう考えはないのですか。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** その辺は、検討してみたいと思います。いま、ここでできるできないとは申し上げられませんが、検討してみたいと思います。

**新井田副委員長** ほかにどうでしょうか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田副委員長** ないようですので一応、スクールバスの件に関してはこれで終了したいと思います。ありがとうございました。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 48 分**

**再開 午後 2 時 49 分**

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

西山主査。

**西山(敬)主査** 社会教育担当の西山です。

午前中に又地委員さんから質問のございましたスポーツセンターの利用状況についてということで、追加で資料のほうを配付させていただきました。なお、取りあえず取り急ぎ報告できる資料ということで押さえていただきたいのですけれども、スポーツセンターのほうでは毎日利用者の人数を世代別で集計しております。そのまとめたものを4月から11月分ということで、報告させていただきました。なお、又地委員さんの求めている資料というのはこの資料だけではなくて、各団体やサークル、また一般利用につきましても体育館で遊んでいる子やトレーニング室を使っているかたもおります。いまその報告はできないのですけれども、必ずうちのほうでは利用報告書という各団体のほうに毎回出させていただいております。その部分を集計して再度資料として提出させていただきたいということでご理解いただければと思います。以上です。

**新井田副委員長** 一応いまのは、再度またお願いしたいと思います。

佐藤課長。

**佐藤生涯学習課長** 委員長、まだ給食のほうが見えていないので休憩していただけますでしょうか。

**新井田副委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後 2 時 50 分**

**再開 午後 2 時 57 分**

**新井田副委員長** 休憩を解き、会議を再開いたします。

佐藤給食センター長。

**佐藤給食センター長** 資料の提出につきましては、時間が遅れまして大変申し訳ございませんでした。まず、お詫びをいたします。それでは、いま提出しました資料の数字、合計欄などを口頭で申しながら説明させていただきます。

担当の西嶋が説明いたします。

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 西嶋です。10月現在の状況でございますが、4月からの調定額をそれぞれ記載してございます。調定額、4月につきましては73万1,220円。

(「読まなくてもいい」と呼ぶ声あり)

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 調定額を足しまして、518万5,464円となっております。収納額につきましては、合計で492万4,189円となっております。差し引きで、26万1,275円が納期までに納付されていない未納額となっております。月ごとの収納率、各月ごとに記載してございます。なお、10月につきましては、納入の関係で出納締めの関係で若干、パーセンテージが落ちてございます。

次のページをお願いいたします。次のページにつきましては、先ほども指摘がございました未納者の8世帯の詳細でございます。まず、A世帯でございますが現在、生活保護の受給世帯でございますが、何回か折衝は行ってございますが納付が困難な状況でございます。児童につきましては、すでに卒業されているかたでございます。次に、B世帯でございます。B世帯のかたにつきましても、児童は卒業してございますが、分割による納付をここ数か月より開始してございます。次に、D世帯です。D世帯につきましても現在、中学生が在学中でございますが、過年度分につきましては分割納付を毎月5,000円行ってございます。現在は、準要保護世帯でございますので、現年分につきましては納付をしている状況でございます。次に、E世帯です。E世帯につきましては、今年度まだ納付がされておらず、現年度につきましても準要保護世帯でございますので納付はされている状況でございます。現在、折衝を行っている最中でございます。次に、F世帯です。F世帯につきましては、町外へ転出されてございます。何度か訪問は行ったのでございますが、なかなか会えない状況でございます。電話等でも数回、折衝を行っている状況でございます。次に、G世帯でございます。G世帯につきましては、本人からは「近いうちに払う」という約束は取れてはいるものの、まだ納付が今年度されていない状況でございます。在学者も、児童2名在学中でございます。次に、H世帯でございます。H世帯につきましては、古い分につきましてはまだ少ししか入ってはないのですけれども、現年度分については順調に納付されている状況でございます。次に、I世帯でございます。I世帯につきましては、古い分については完納されてございます。現在、小学校に在学中で、準要保護世帯適用のためそれにより納付してございます。

説明については以上です。

**新井田副委員長** どうでしょうか。資料で何か特別ございますか。

又地委員。

**又地委員** 最初にもらった綴じている資料を見ると現年度収入、10月末現在が515万2,306円なのです。いま報告を受けたのが、10月末で492万4,189円と合いません。これは何故なのですか。ということは、10月末での調定額は518万5,464円なのです。ところが前の資料は、収入額は519万1,706円でプラスでいくらかあるのです。6,000円ちょっとくらいあるのかな、これが合わないのは何故ですか。

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 今回、提示した資料につきましては、月ごとの納付状況を載せてございます。11月以降の納付されている、例えば4月に一括納付されたかたの分が入っていないので、その分の差額が若干生じてございます。

**新井田副委員長** 又地委員。

**又地委員** そういう計算の仕方というのはおかしくないですか。入ったものは入ったものです。11月以降の分も入ったものは入ったもので、資料を出した時に説明をすればいいの

です。「10 月末までだけれども、年払いをしている人もいます。だからですよ。」という話をしなければ。資料をつくる時に、そういうことも頭の中に入れながら資料をつくって、それを上司に確認してもらおうという作業をしなければだめでないですか。それを、上司は確認する義務もある。

それと、未納者の詳細一覧表が出てきた。いろいろ事情があるようだけれども、教育長が午前中に言ったように「完納しなければ、来年度からは半額助成はしない」という大変、厳しい話も出た。だけれども、これからいってまいいろいろと説明を受けたけれども、もし条例どおり助成をしないと該当する人はここには見当たらないような感じがするのだけれども、その辺はどうですか。

**新井田副委員長** 西嶋主査。

**西嶋主査** 過年度分を滞納されているかたの中では、現年度分が残っているかたがGさんです。Gさんが現年度分を納付されていないので、このかたに今後とも注意しながら折衝を続けていきたいというふうに考えてございます。

**新井田副委員長** あとはないですか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**新井田副委員長** ないようですので一応、資料説明に関してはこれで打ち切りたいと思います。

教育長。

**野村教育長** このたびの常任委員会に際しまして、資料の遅れや不備があったこと、不手際があったことをここでお詫びを申し上げたいと思います。なお、資料につきましては、求められたものにつきましては早急に提出させていただきたいというふうに思っております。どうもありがとうございました。

**新井田副委員長** どうもお疲れ様でした。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後 3 時 08 分

**再開** 午後 3 時 12 分

## (5) <まちづくり新幹線課>

### ・観光交流センターについて(継続)

**竹田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

午前中は、新井田副委員長に仕切っていただきましてありがとうございました。

これから私が進行したいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、まちづくり新幹線課の皆さん、大変お待たせをしまして申し訳ございません。

早速、観光交流センターについての資料の前に、副町長からお願いいたします。

副町長。

**大野副町長** それでは、本日配付しました 3 枚ものの資料なのですが、きのう鶴岡市のほうから情報をいただきまして、12 月 1 日に鶴岡市が報道発表をした資料でございます。

食文化に優れている鶴岡市ということで、鶴岡市がユネスコのほうに創造都市ネットワーク食文化分野でということで申請をしておりました結果、承認されたというニュースが

入ってまいりました。3のところに書いていますけれども、7分野の中の一番最後。4行目なのですけれども、メディアアートの次に食文化と書いていますが、この食文化の承認をいただいたと。ユネスコ創造都市ネットワーク、全世界では6都市だそうです。今回、2都市含めて鶴岡市が日本ではじめてこの承認を受けたということでございます。今後、木古内町が推進してまいります観光交流センターの飲食に係わる奥田シェフもこの中に入って、昨日鶴岡市の部長に伺ったのですが、1日に承認をいただいた際にはくす玉を割ったそうなのですけれども、その際に奥田シェフも立ち会ってくす玉を割っていると。そういったお祝いにも参加されているということでご報告をいたします。以上です。

**竹田委員長** いまの報告については、のちほど議論があればお受けしたいと思います。

それでは、資料の説明を求めます。中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** それでは、お手元の資料に沿って説明をいたします。

木古内町観光交流センター開業に向けた進捗状況についてということでございます。資料の中には、今後定例会で正式にお諮りをするものもございますが、現時点における行政としての検討状況ということで捉えていただきたいというふうに思います。

まず1番目、設置条例についてでございます。こちらは、再来週開催されます第4回定例会の提案に向けまして現在最終調整を行っているところでございます。

お手元の資料1をご覧ください。資料1が、現在上程を予定しております条例の案でございます。簡単に説明させていただきますが、第1条につきましては目的ということで、新幹線木古内駅を核とする広域の観光、物産及び食の魅力を発信することにより、交流人口の拡大及び農林水産品や特産品等の販路拡大による産業活性化を図ることを掲げてございます。

第2条は名称及び位置でございますが、この名称の下にことし1月に町民の皆様にお諮りをいたしまして決定をいたしました愛称「みそぎの郷 きこない」というのも合わせて書かせていただいております。

第3条は、施設の内容でございます。(1)から(8)まで、観光交流センターの中における様々な機能が書かれているわけでございます。

第4条は、開館時間及び休館日でございます。後ほど出てまいります。実際には指定管理者が町長の承認を受け、自由に決めることができるという形になっておりますが、一応町の施設でございますので条例上、開館時間及び休館日を記載してございまして、開館時間は9時から18時、休館日は12月31日から翌年1月3日と標準的と思われる時間を書いてございます。

第5条から第12条に係りましては、一般の方々がセンターを利用するにあたっての諸規制でございます。第5条 使用の申請、第6条 使用の制限、第7条 使用許可の取消し、第8条 使用料の納付、第9条は使用料の還付、第10条 目的外使用の禁止、第11条 原状回復、そして第12条 損害賠償と。ここまでは一般的な施設料にかかる規定が書かれてございます。

めくっていただきまして第13条でございますが、ここが指定管理に関する諸規定でございます。町長は、センターの管理運営上必要がある認められた時は、自治法の規定により法人その他の団体であって、町長が指定する者にセンターの管理を行わせることができます。

そして第2項といたしまして、指定管理者に行わせる業務の内容が書かれてございます。

第3項は先ほど申しましたとおり、あらかじめ町長の承認を得て開館時間及び休館時間を変更することができる旨の規定です。

そして第4項は、これまで町長という形で書かれておりました諸規定の指定管理者への読み替え規定でございます。

第14条が利用料金の収受でございますが、指定管理者に管理を行わせる場合、センターの利用料につきましては、指定管理者が収入として受け取ることができるということが書かれてございます。

さらに第2項といたしまして、指定管理者は別表に掲げる額の範囲内、すなわち町が定めた額の範囲内において、あらかじめ町長の承認を得て利用料金を定めることができるということでございます。

第15条は、最後に委任規定ということの条文でございますが、その次のページをめくっていただきますと別表でございます。この施設で一般の方々が占有できる施設、建物の中の交流広場及び多目的ルーム、そして屋外のミニイベント広場、こちらにつきましては料金が書かれているわけでございます。こちらにつきましては、産業会館やあるいは公民館といった町の施設と同一の考え方により計算をし、100円未満を四捨五入をして規定をしております。

その次でございますが、施行規則でございます。こちらにつきましては、細則でございますので説明は省略させていただきますが、1点だけ。第3条に使用料の免除という規定がございます。一定の場合に使用料を免除する規定が書かれてございまして、町や指定管理者が主催・共催する場合ですとか公益上免除することが適当な場合。公民館等と同様に町の方々のサークル活動といった非営利の活動につきましては、この規定が生きてくるということでございます。条例に関しては以上でございます。

最初の紙に戻っていただきまして、2番目は運営についてということでございます。(1)番、指定管理料についてでございますが、こちらは第4回の定例会におきまして、平成27年度から30年度に要する指定管理料の上限に相当する額を、「債務負担行為」として提案をさせていただきたいというふうに考えております。

この指定管理料の考え方につきましては、資料の2という形でご用意いたしました。では、資料2の1番目でございますが指定を行う期間、平成27年10月1日から平成31年3月31日まで、約3年半ということでございます。基本的には通常のほかの施設の例に基づきまして3年間、28・29・30と3年度の指定という形になりますが、最初の年は少し途中からということもございまして、そこもつなぎまして3年半という形でございます。括弧書きでございます。「ただし、平成27年10月1日から平成28年1月において、町が別に定める日までは開業に係る準備のための期間とし、営業は行わない」ということでございます。これを少しわかりやすく説明いたしますと、四角の点線がございまして、建物が完成するのが来年の8月、そして1か月ほど完成検査をいたしまして10月から町に建物が引き渡される予定でございます。引き渡しの瞬間から町としての管理責任が生じますので、この時点から指定管理者に建物を管理をしていただくということでございます。10月から指定管理者が入っていただいて、建物のメンテナンスをしながら1月の開業に向けた諸準備をしていただく。その上で平成28年の1月に開業という段取りになってございます。

二つ目が指定管理料の決定方法でございます。この3年半において支払う指定管理料の



上限につきましては、今後債務負担行為としてあらかじめ設定をさせていただきますが、では実際に毎年いくら払うのかということにつきましては、毎年度あらかじめ町と指定管理者が協議を行った上で、債務負担行為の範囲内で各年度予算計上をし、年度協定を締結して支払いを行うと。毎年度その年の事情によりましてお話し合いで決めていくという考え方です。とは言いましても、一定のルールというのが必要でございまして、3番目に書きましたがこの債務負担行為を今回積算するにあたって、どういう考え方で町は計上したのかということでございます。

(1) 通常の指定管理料でございますが、公益部門いわゆる観光案内ですとか、それから施設の維持管理に係る部分。こちらはお金を生まない部分でございますので、全て町が負担をいたします。一方で収益部門、物販です。物を売ったり買ったりする部門です。ここは、指定管理者の独立採算で行うと、基本的に町の指定管理料は入れない。さらに、施設利用者及びテナントからの収入は指定管理者に帰属する。最後に、指定管理者がその年で計上すると見込まれる収益の半分は、次の年の指定管理料から減じると。すなわち、指定管理者が熱意を持って経営をしていただきまして、収益を上げると。その収益の半分は指定管理者が自らのものになるし、残りの半分は町の指定管理料の負担が減っていくと。こういう双方にメリットがあるような仕組みを考えました。

(2) が開業前における特別の指定管理料ということでございます。開業前につきましてはお客さんがまいりませんので、収益を上げることができません。したがって、この正職員に係る人件費は営業収益も含めまして、全て町が負担をいたします。また、開業に向けた広告宣伝等に要する経費、これは開業後は基本的に指定管理者にやっていただくことになると思っておりますけれども、開業に向けては町のほうで一定額を計上するという考え方でございます。

以上をもって、3年半の債務負担行為の額を積算いたしますと4番目、5,306万2,000円という額を提案させていただくことを考えてございます。

1枚めくっていただきましてちょっと細かいのですが、実際にいまご説明した考え方がどのように積算をされるのか反映されるのかということをごわかりやすく概念で示したものでございます。これはあくまで概念図なので、数字などは架空のものでございます。

縦に収益部門、そして公益部門の観光、そして維持管理という三つの縦列がございます。これに基づいて様々な出入りがあるわけでございますので、まず赤くAと書かれた部分。こちらはいわゆる収益部門で生み出される金額でございます。6,000万円の物産を売って、それにかかる費用が4,000万円だったとすると。そこで2,000万円の利益が出て、さらにテナント収入等の50万円を受け、2,050万円の収益が出るということが仮に書かれております。ここは公益部門は関係ないところなので、指定管理には一切関わりのないところでございます。

下のほうのB・Cがいわゆる費用・経費にかかる部分でございます。Bが人件費でございます。ここには、センター長1名とそれから観光コンシェルジュ2名、センター長と正職員の2名合わせて3名が正職員として配置されるわけでございますが、こちらにかかる人件費はこの3部門。収益・観光・維持管理で1対1対1の考え方で配分をしております。

⑦番目に臨時・パート職員というふうに書いてございますが、こちらはいわゆる売店の

働く補助的な職員ということでございますので、ここは収益部門のみに金額を計上しております。

Cのところに書かれてございますのは、いわゆる旅費・通信費などの業務、それから最後に水道光熱費などの施設費が書かれておまして、これはそれぞれの部門毎にかかるものを計上させるということでございます。

この青いところの公益部門を全て合算いたしますと⑩番、観光で450万円、維持管理で1,200万円がかかりまして、計1,650万円これはDのところになりますけれども、指定管理料の対象額ということでございます。

そして⑬番でございますが、仮に前の年において指定管理者が400万円の収入を上げた場合、その2分の1の200万円を指定管理料の対象額から引きまして、最終的に1,450万円をお支払いをするという考え方でございます。

最後に書きましたが、あくまでこれは概念図でございます。実際の査定についてはもう少し細かいルールもあるわけでございますが、一応見切りのルールとしてご承知をいただきたいと思っております。

最後にこの紙の考え方につきましてA3になりますけれども、各年の指定管理料を積算をいたしますと、合計で5,306万1,000円ということで、これを丸めまして5,306万2,000円こちらを債務負担行為として提案をさせていただくということでございます。

一番最初に戻っていただきますでしょうか。2の(1)までご説明をいたしました。

(2) 什器備品類の考え方についてでございます。これはまだ先になります、センターはあくまで町が設置する施設でございますので、町が運営に必要と考えられます什器備品類は、全て町が用意することを基本といたします。ただし、収益部門でございます物販及び飲食につきましては、機動的な運営を期する観点から軽微なものにつきましては、運営事業者が負担するものとするということでございます。小さなコップ1個割れたくらいで、一つずつ町が予算を組んで買うとこれは非常に非効率でございますので、一定のラインを引きまして軽微なものにつきましては事業者の負担ということでございます。これにつきましては今後必要品目及び調達方法、購入するのがあるいはリースにするのかといったようなことを精査をいたしまして、来年の第1回定例会で予算提案をさせていただこうというふうに思っております。

(3) 飲食施設についてでございます。11月13日から27日まで商工会を通じまして、町の飲食事業者等につきまして公募を行いました。その結果、次の1事業者から応募がございました。木古内町大平でございます、株式会社ケイ・デパールとおっしゃる会社でございます。社長さんは近藤舞子さんでございます。このケイ・デパールというのは、デパールというのは「出発」とか「旅立ち」といった意味でございまして、それに「K」木古内をかけまして、「木古内の旅立ち」と新しい店を頑張っていきたいという思いを込められたそうでございます。庁内の選考委員会で選考を行った結果、適当と認められますことから、上記事業者をセンターにおける飲食事業者としてこの度承認することといたしました。本委員会終了、直ちに報道発表を行いたいと考えてございます。

最後に3番目、今後のスケジュールでございますが、12月今月に設置条例及び債務負担行為のご提案をさせていただきます。第4回定例会でございます。年が明けまして、指定管理者の公募及び選考作業、合わせてセンター長の候補者を1月の半ばくらいには採用で

きる見通しでございます。そして、3月の第1回定例会で指定管理者の承認を行いまして、平成27年度の指定管理料及び什器備品類の調達予算提案をさせていただくという形でございます。これらが順調にいきますと、観光交流センターにかかる運営の総枠・主な枠組みは全て整ったという形になろうかと思えます。以上でございます。

**竹田委員長** ただいま、観光交流センターの開業に向けた進捗状況について説明をいただきました。これより、質疑を受けたいと思えます。

又地委員。

**又地委員** ちょっと流れを知りたいです。というのは、観光交流センター開業に向けては振興会、商工会にお願いしましたよね。株主さんのようなものを募集しましたよね、公益法人ですか。公益法人があって、そしてその下になるのかどうなのかはわからないけれども、指定管理者云々。法人があります、指定管理者は町であれしますということなのですよ。且つ、今度は事業者も決まっているということなのですよ。そうすると、その辺の何というか責任なのか、あるいは所管なのかというのがちょっと整理できていないのです、私。観光交流センターを管理していただくのは法人ですよ、商工会さんなのか何なのかはわからないけれども、株主さんです。そして、この事業者を決めるのもこの人がたなのですか、法人の人がたが決めたんですよ今回は。そうですよね。そしてその結果、商工会を通じて飲食事業者を公募して決まりましたよ。決まったのは、商工会から報告を受けたのですね町としては、役場として。そして、「ああ、いいですね」というお墨付きを与えてやったということですよ、私はそういうふうを取っているのです。

そこで今度、条例と関係するのですけれども、もう既にそういうものが動いてしまっている中で、条例云々というのは後手になるのではないのかと、なりませんか。その辺なのです。ということは、いま条例案として出てきたわけです。条例案として出てきたのですけれども、いまいろいろ議論する中で変更の部分が出てくるとしますか。そうすると、事業者に対してこの条例はまだ決まったわけではないですよ、案なのです。そうすると、条例を精査していろいろ議論する中で、「いやこうだろう、ああだろう」ということで変更が出てきたとしますか、条例の中身で。そうすると、事業者を決定しているのだけれども、「そういう条例であれば、私は辞退したい」ということになりかねないのかなという心配事もあるのです。その辺を、ちょっと整理してくれませんか。

**竹田委員長** 中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** 観光交流センター開設に向けまして大きな流れといたしましては、この第4回定例会におきまして条例を制定いたします。これに基づきまして、こちらの運営の核となります指定管理者の公募を年明けに行います。ただいま、又地委員がおっしゃいました商工会で動いている動きと申しますのは、この公募に対して手を挙げることを想定しておられる組織でございます。こちらが、「一般社団法人木古内公益振興社」と。こちらは、ことしの3月に商工会さんの自らの動きとしてすでに立ち上がっているという状況でございます。そして今後、町として指定管理者を公募をするわけでございますが、その公募の条件といたしまして観光交流センターにおけるテナントとして、ただいま申し上げた飲食事業者ですとか、あるいは既に決まっているレンタカー事業者は決まっております。こちらと、「一定の契約を結んでやってください」といったことを公募の条件にいたしまして募集をするという。流れとしてはこういう形になります。

そしてもう一点、条例が決まる前に既に事業者が決まっているのはどうかというご質問でございますが、あくまでこれまでのレンタカー会社なり今回の飲食事業者は、設立が予定をされている木古内町観光交流センターで営業をするという前提の基で様々な交渉ごとを進めております。すなわち、「議会で木古内町観光交流センターが条例でご承認をいただきまして、それを前提とした事業ですよ」ということは、あらかじめご承知をいただいている話でございますので、その点につきましては問題が生じないというふうに考えてございます。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 私が懸念するのは、いろいろ条例制定する段階において異論が出たと。あるいは、追加するものが出てきたと。その追加するもの等々が現在、レンタカー会社2社なりあるいは飲食事業者なりにマイナスの部分がもし条例の中に新しく組みされた時は、もう既に2社のレンタカー会社さんなり飲食事業者さんがバックするようなことになりませんか。もし、そうであるとしたら、本来は条例を先に完全なものにして、その条例の中身をレンタカーさんなりあるいは事業者さんなりに公募をする中で、そして説明をして納得してもらった上でという形になるのがベターではないのかというふうに思っているものですから、その辺の心配をしているのです。

当然、いまいろいろ出てくるのではないのかと思われるのです、私は。ということは、2社のレンタカーさんなりいま一応、手を挙げて決まったような事業者さんには、このきょう出された条例の案というのは示していないと思うのです。そんな中で契約する相手というのは、私は少しおかしくないのかなと思うのです。条例をきちんと案であっても、「こういう案としてあれします」と。「強いては、この条例に沿った形の中で来ていただけますか」というのが筋で、「ああ、いいですよ」と、来てくれるのならいいけれども、いま議論する中で何遍も言うけれどもいろいろなものが組みされていた、新しいものが出てきたと。それが、来てくれるかたがたにマイナスの要素があるのであれば、「いや、当初の話と違う」と。「考え直させてください」というような事態に陥らないのかという心配をしているのです。だから、その辺をちょっと知りたいと思っていたのです。

**竹田委員長** 中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** 失礼いたしました。重ねての説明になりますが、これまで各事業者との説明におきましては現在、町として考えております観光交流センターの像というのをお話をいたしまして、それに沿った方向でお話をさせていただいているところでございます。しかしながら当然今後、議会議論等を踏まえましてこのセンター自体のありかた、あるいは運営を含めまして大きく変わるようなことがございましたら、それはその時点で改めて協議をいたしまして各事業者に理解を求めていくということだと考えてございます。

**竹田委員長** ほかございませんか。又地委員。

**又地委員** 債務負担行為云々という話が出ましたね。最終的には結構な金額で、5,306万2,000円という限度額ですよ。この部分なんですけれども、観光交流センターの中に例えば観光案内だとか云々の文言もちょっと入っていたように思うのです。これは、観光案内等々に関する部分もこの債務負担行為の金額の中に含まれておりますよね。そこで、「観光交流センターの中に観光協会さんを入れるというのはだめだ」というような返事をいただいていると、観光協会では。それは、観光協会では観光等と、西部4町あるいは檜山南部、

9町だね。9町でいろいろ協力してやろうということやってますよね。その中で、木古内町観光協会が交流センターの中に入って、そして9町の観光云々の窓口になりたいと。あるいは、新幹線で降りてきたお客さんが当然、観光の部分に関しては観光交流センターに来るだろうと。その窓口を観光協会が受けたいというような意向があるやに聞いています。だけれども、「観光協会は観光交流センターの中に入れてだめだ」と。「入れません」というようなことが話されているということなのですけれども、その辺の真意性あるいは観光交流センターの中に観光協会を入れない、入ればなぜまずいのか。ということは、どういう人間を観光交流センターの中に観光の部門で置くのかというのは当然、ここにいま出てきた債務負担行為の中に入っていると思うので、人件費が。その辺の仕分けみたいなものをちょっと聞かせてください。

**竹田委員長** 大野副町長。

**大野副町長** ただいま、又地委員からご質問のあった観光協会の関係でございます。観光交流センターにつきましては、広域観光を推進するということで西部4町、それから南檜山5町ということで9町への案内機能を持つと、観光コンシェルジュを置いて。その中では、木古内町の観光協会というのは「地元の観光事業を行うということで、そこは区分けをしますよ」という言い方はしております。観光協会さんのほうでお尋ねがありましたので、そこは区分けをしますと。広域観光を推進するための事務所整備ということでもあったものですから、「地元の観光協会のデスクを置いてというようなスペースは取っていませんよ」という説明をしております。ただ、いま観光協会でもこの新幹線の開業を受けながら今後の方向というものを協議されているようでございますので、そこにはこのあと行政にも参加してくれというような声もありますので、協議をする中では方向が少し変わることもあり得るかとは思ってはいますが、現状ではそういう回答をさせてもらっておりました。

以上です。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** そうすると、木古内の観光協会さんは我が町だけの観光ということは考えていないのですよね。木古内町があるいは西部4町、檜山南部、合わせて9町がいろいろいままで協力してやってきたと。どこの町にも観光協会というのはあるのです、この9町の中に。そうすると、この人がたがお互いに「観光協会同士が助け合いながら行こう」というような部分になっているようなのです。そうすると、ある意味ではいま副町長からそんな話が出たので、もう少しうちの観光協会と膝を詰めた話をしたほうがいいたらうと。我が町だけのエゴでうちの観光協会が動いているわけではないということなので、その辺はもう少し膝を詰めた中で、ただ交流センターの中に木古内観光協会の一室を設けるということはないと、できませんということをはっきり言っているのですよね。それはそれでいいと思う。いいと思うのだけれども、広域観光行政を考えた時にはエゴ的なものは持っていないから、観光協会も。だから、そのあたりはもう少し利活用というか、観光交流センターの利用に関しては膝を詰めた話をしたほうがいいのではないのかと、そんなふうに思います。いろいろ私も、「こうしたら、ああしたら」ということを私が言うよりも実際に当事者同士が膝を詰めた話のほうがいいたらうと思っていますので。

**竹田委員長** 大野副町長。

**大野副町長** ただいまの委員の意見につきましては、お受けしたいというふうに思っております。実際には、観光協会のほうと担当課長である産経課長が協議を進めておりますので、このあと私が参加するというようなことになろうかと思えます。その時には、十分に意見交換をして、そして広い視野に立って広域的なことも含めて観光協会と協議をしてまいりたいというふうに思っております。

実際のところ、現状の観光協会の体制を申し上げますと専任職員がいないという状況もございますので、そこら辺を含めて協議になっていくのかなというふうには思っております。

以上です。

**竹田委員長** いまと若干、関連しますけれども、これから一番必要なのは観光ガイドだと思うのです。既に、行政が主体でやっているのかB.O.Fがやっているのか、おもてなしガイドといいますか、そういうのをやっていますよね。まち課のはやぶさ03がやっているような、あれがこれからの観光の目玉だと思うのですよね。そこをどう育てるか、どう観光ガイドを教育していくのかというのがいま又地委員が言われたように、観光協会とタイアップしなければ成功しないだろうという感じはするのです。その辺を含めて今後、先ほど副町長から答弁があったように、これから行政と協議、詰めていくということですから、その辺を踏まえてこの部分はもう後戻りをしないような進めをしなければならないというふうに思っていますので、よろしくお願ひしたいと思っています。

吉田委員。

**吉田委員** 吉田です。資料1の条例についてちょっとお尋ねをいたします。5ページの部分で使用料、交流広場・多目的ルーム・ミニイベント広場がありますよね。使用料が掲載されているのですが、これは公民館等、町の公的施設の使用料を参考にとったのですけれども、これは指定管理者制度にしてこのままの使用料でいくと、冬の暖房費をある程度加味したほうがいいのかないかなという気がするのです。公民館だとかであれば仕方ないのですけれども、これはある程度、運営上のことを考えるとそれくらい柔軟性を持たせなければ、公民館より頻繁にここを使う可能性が高くなるという可能性もあるのです。差別をするわけではないですよ。ただ、これは町が建てているというか指定管理ですので、運営のほうにこれを任せたいほうがいいのかないかなという気がするのですが、その辺の見解をお聞きします。

**竹田委員長** 中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** 料金につきましてのご照会でございますけれども当初、事務的な案としまして冷暖房を取ろうという考え方もあったのですが、理事者の考え方としましてなるべく料金制度をシンプルにしてわかりやすくご提示したほうがいいのかと。加えて、いま建物を使う以上、冷暖房が入るのはある意味当然のこととありますので、「そこをあえて取るのもいかなものか」というような意向もございまして、最終的にこのような形にさせていただいたという次第でございます。

**竹田委員長** ほかに。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** なければ、飲食・テナントの部分は、指定管理者が決めるというふうになっていますよね。だけど、この予算構成を見ますと、テナント料で200万だったかの収入を

見込んでいる。この根拠として、例えばいま行政で考えているテナント料でブースの大きさにもよるでしょうけれども、ブースで決めているのか面積で決めているのか。例えば、レンタカー会社の場合はどのくらい見込んでいる。飲食部門ではどのくらい見込んでいる。例えば、この11月のはじめに鶴岡のクラスセに行った時の資料を見ると、料金設定をいくらいくらということで、飲食の場合はいくらということで出ているのですけれども、この資料には出てこないのだけれども、あくまでも指定管理者がフリーで取り決めをしてもいいということなのか、「大体これくらいは料金設定をしてください」というふうに、そういう動きになるのかどうなのかという部分がちょっと見えてこないものですから、ちょっとその辺の説明を。

中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** いわゆる、テナント収入につきましては、このセンターに入る飲食事業者、それからレンタカー事業者からの収入というところは見込まれるわけでございます。これまでの打ち合わせの中で、概ねのテナント料の見通しというのでしょうか、「大体これくらいだね」というところはお話しておりますが、最終的には今後、正式に決まります指定管理者がテナントとして契約をする時にテナント料が正式に決まるという考え方でございます。

**竹田委員長** だけど、それでいいのですか。例えば、行政がいま考えているテナント料。月5万と考えていた。だけど、「指定管理者が好きに決めてください」と。最初はちょっとオーバーにして10万のテナントであれする。逆なケースだってあり得るわけです。そういうことでいいのかなと。例えば、「経営が厳しいからテナント料を下げてください」と。そうしたら、指定管理者が「いいよ」ということになれば、それになってしまうわけですから。ただ、その収入如何によって町の債務負担の持ち出しが増えるか減るかの増減が出てくるわけですから、やはり目安的なものは出すべきではないのかなという気がするのですけれども。

中尾室長。

**中尾新幹線振興室長** 失礼いたしました。ちょっと言葉が足らなかったのですが、概ねの目安というレベルのものは既に各事業者と町としてのご意見ですか、意思協議はできているところではございます。今後、来年になりまして指定管理を公募する際に、そういったテナント料の目安の水準も付記した上で公募をしたいというふうに思っておりますので、指定管理者に応募されるかたはそれを前提として事業に参入されるという形になりますので、そこで大きな問題は生じないのではないのかと思っております。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** わかりました。債務負担行為の最高限度額は5,306万いくら、それはいいのです。ただ、テナント収入等で見ている部分が1,500いくらかがあるのです。けれども、レンタ屋さんだって採算が合わなければ撤収する。だから、その辺の心配です。1,500うちのうちの、多いのはたぶんレンタカーの部分だというのであれば、例えばそんなにお客さんがここに降りないでレンタカーを借りる人がいなくなれば撤収以外になくなってしまいうだろうし、その辺の見極めですね。それは、レストランであっても何であっても同じですけれども。10ページのこれを見て、「こんなに見ていいのかな」という部分もあるし、あるいは9ページの物販のテナント収入等の部分で、仕入れが4,000万で売り上げが6,00

0万で5割です、仕入れから見ると。こんなに利益が上がるのだろうか。パッと見た瞬間、そう思わざる部分も得ない部分も少しあるなと思いつながりながら見ているのです。

**竹田委員長** 交流センターについての具体的な条例案と指定管理料を含めた部分は、きょうはじめてこういう数字等を提示されたという部分で、きょうだけの議論でこの数字の部分は来年の第1回定例会での計上になるわけですからそれまでの期間を含めて。

債務負担は12月ですけれども、予算については3月定例ということで、それまでの間に今回の交流センターの部分で皆さんがよければきょうの部分で終結となりますけれども、継続にしたほうがいいのかという思いも若干、あるのですよね。

11月に現地に行ってきた部分の総括といいますか、そういう部分についても議会と行政側との具体的な議論もまだしていないわけですから。

皆さん、どうでしょう。

暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時01分**

**再開 午後4時05分**

**竹田委員長** 休憩を解き、会議を再開します。

交流センターについては、このあと12月定例等でも議論の場がありますけれども、新年度の予算に向けて一応、事務調査とすれば継続というようなことで残したいと思っておりますがいかがでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 継続審議ということで、交流センターについてはよろしくお願ひしたいと思っております。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩 午後4時06分**

**再開 午後4時15分**

#### **・駅周辺整備事業について(継続)**

**竹田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

建設水道課の皆さんに参加していただき、駅周辺整備事業継続事業でありますけれども、資料が出ておりますので、これについてはきょう現地高架下と皆さんで確認してきたところでありますので、特に資料の説明等はありませんか。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まちづくり新幹線課でございます。よろしくお願ひします。

先ほどは寒い中、現地視察ありがとうございました。

それでは、駅周辺整備事業につきまして、1点ご説明申し上げます。

環状線通(町道冷水線)の改良舗装事業についてでございます。

お手元の資料の11ページ、それから12ページ、この2枚の資料になってございます。



環状線通につきましては、今年度は用地購入と家屋等の補償を行っておりますが、今後の工程についてご説明申し上げます。

現在、環状線通の事業認可期間は平成 27 年度までとなっておりますが、これまでの J R 北海道等との協議によりまして、事業の完了が平成 29 年度になる見込みでございます。

工程でございますが、平成 27 年度は橋梁下部工及び上部工の桁製作、それから J R 電気施設移設工事、路盤工・舗装工の一部、それから平成 28 年度につきましては、上部工の架設と路盤工・擁壁工・舗装工、そして平成 29 年度に旧橋撤去、現在の橋を落とすということになってございます。

今後の手続きについてでございますが、関係機関等への説明、協議を経まして、来年度中に事業認可期間の変更の手続きを行わせていただきます。

以上で、環状線通の工程についてご説明申し上げます。

**竹田委員長** ただいま都市計の変更の説明がありましたけれども、これより質疑を受けたいところ思います。

又地委員。

**又地委員** 冷水線の件だけでも、27 年度中に全部撤去ということですね。26 年度中に用買は全部終わるのですね。けれどもまだ 2 軒あります、水上さんの家と湊谷さんの家と。あれはいつになるのですか。あと 2 軒で全部撤去になるのですよね。その辺工程。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 現在の環状線通の今年度の用補の状況ということでございます。いま委員がおっしゃられました 2 軒以外は、契約全て完了してございます。この 2 軒につきましては、1 軒は現在未だ交渉中ということでございまして、契約にはまだ至っていないところでございます。それからもう 1 軒につきましては、相続等の状況によりましてその手続きをいま進めている段階でございまして、それが終われば契約できる状況にはなっております。ですので、交渉が少し困難であるというのがいま 1 軒ある状況と。今後も精力的に話し合いを進めまして、契約できるように説明をしまいたいというふうに考えてございます。

**竹田委員長** 又地委員。

**又地委員** 移転する人の条件等々がいろいろあるかと思うのです。その中で、移転先云々の希望があった場合は、町営住宅に即入れてもらえるのかどうか。結構悩んでいるのですよね。その辺を、ちょっと聞いておきます。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 用地交渉の段階におきましては、相手方地権者さんの要望等も十分聞き取りまして、私ども行政側で可能なものについては極力対応できるようにしております。その中で、お尋ねの例えば公営住宅の入居といったご希望でございますが、これは建設水道課とも連携をとりまして、公営住宅の空き家の状況等により入居基準を満たすかたにつきまして、極力対応できるような体制で交渉にあたっております。

**竹田委員長** いま答弁された公営住宅を希望するかたがいても、公営住宅法の入居基準に合致しないと入居できないという。たぶん委員が求めているのは、その辺も緩和した形の中で、やはり公営住宅へ優先的に入居させるというようなことでないのかなというふうに思うのですけれども、それはやはり行政側とすれば公平公正を期すために、入居基準に合

致しないとだめだというそういうことになるのでしょうか。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** やはり条例・公営住宅法等によりまして、入居基準というのは定められてございます。これまでそういったご要望に際しましては、入居基準に満たないかたというのはおりませんでした。今後そういう方々も出てこようかと思えます。そういった場合には、例えば私ども土地建物情報あるいは民間のアパート等の情報ももっておりますので、そういったものも紹介するなど極力そういった相手方のご要望にはお応えできるような対応をとって交渉は進めております。

**竹田委員長** ほか、きょうの現地含めて何か感じた部分があれば。

現地で若干話題になったコンクリートの色というのですか、ちょっと錆びの下がっているようなコンクリートもちょっと目に付くのですけれども、もう少しやはり綺麗な、せっかくなスタートする新幹線木古内駅のイメージとして、何かちょっと寂しい感じがするものですから、その辺というのはいろんな相手がある部分でしょうけれども、何とかリフォームという綺麗な姿にならないのかなというのは、きょうの現地を見た率直な意見だと思います。

(「関連」と呼ぶ声あり)

新井田副委員長。

**新井田副委員長** 私いま委員長がおっしゃったように、その件に関してはちょっとやはり、ましてあの下はやはり整備される部分ですよ。機構のかたも来られたみたいですがけれども、あの時は「これで」というようなちょっと表現だったみたいですがけれども、できることであればやはりお客さん目線の。ほかであればさほど気にはならないかもしれませんけれども、入り口付近でやはり出入りも多いと。そういう中では、やはりその部分だけでもいいから同じ統一した仕様でできればいいのかなというふうに強く思いました。その辺ちょっとまた交渉できる範囲でお願いできればなというふうに思っていました。以上です。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** きょう現地視察した中で、高架下の資料に載せているような状況が作られるという説明を受けた中で、視察中にもちょっとお話を担当者とはさせていただいたのですけれども、それ以降の高架下の部分です。まだJRさんに譲り受けされていなくて、JRさんとの交渉というか話し合いがきちんとした土俵に乗っていないということなのでしょうけれども、新幹線の駅が開業した段階で、木古内町がどのように使うということについてはこれから話し合うのでしょうかけれども、開業の時点での高架下のここ以外の整備については、舗装されるものなのか土のままなのか、どのような状況でスタートするのかわかっていればお知らせいただきたいと思えます。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 新幹線の出入口のきょう現地視察いたしました場所につきましては、私ども町のほうで高架下整備を行うわけですが、それ以外の高架下につきましては、通常JRさん・機構さんのほうでは舗装等はせず、そのままの土のままというのがどうやらその他これまでの事例のようです。

また、JRさんのほうでもそれをどのように今後活用するという点についてもまだ決

定されていないというふうに私どもは承知してございます。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 関連すると思いますのでその議題はきょうないのですけれども、高架下の活用についてきょうはじめて、いままではイメージは持っていましたけれども、実際見ていわゆるきょう見た駅の両サイド。非常に距離もあって、利便性というか活用の仕方によっては今後話される人口減対策にも活用できる部分でもあるなど私自身は思いましたので、JRさんが示すのを待つのではなくて、我が町としてあの高架下を如何に活用できるかということを一早く議題に載せて検討していただきたいと思います。その辺についての案も我々議員もそうですけれども、町民のかたもいろいろもっているようですので、ぜひ早めにその議題を検討してください。お願いします。

**竹田委員長** ほかにございませんか。

若山課長。いま、南側というか木古内駅の正面、あそこ新しい駅舎までの入り口までの間何メートルくらいですか。3 mか 4 m、砂利道なのですよ。砂利道というか雨が降ったりすれば、綺麗な階段に泥がたくさん付いているのです。あの間というのはどうなのだろう、ちょっと天ぷら舗装でもできないものですか。

若山課長。

**若山建設水道課長** いまのおっしゃられる箇所は、駅のいまの入り口の手前の通路かと思えますけれども、将来的にはあそこは駅広の歩道になるかと思えます。それで、うちのほうの管轄とすれば建物の面までギリギリなものですから、いまおっしゃられるようにちょっといま砂利で砂なり石を引っ張っている状況なので、その仮舗装等をうちのほうでやらせてもらっていかどうかという北海道さんと相談してみたいと思います。そんなに距離はないと思います。

**竹田委員長** だからちょっと天ぷらでもしたほうが歩く人もいいだろうしなというふうにそういう意見というか文句ではないのですけれども、「ここ舗装になっていけばね」という声も聞くものですから、その辺十分検討してください。

ほか。

(「なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** なければ、次の議題に進みたいと思います。

#### ・人口減少対策検討会議の取り組みについて

**竹田委員長** 人口減少対策検討会議の取り組み状況について、資料が出ておりますので説明を求めます。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それでは、人口減少対策検討会議の取り組み状況について、ご説明申し上げます。

資料の1ページをお開きください。

検討会議は、6月6日に第1回の会議を開催し、これまで3回開催してございます。

検討項目は、移住・定住対策、少子化対策、企業誘致対策の3項目について行っておりますが、現在の状況につきましてご説明申し上げます。

検討会議において、新年度から実施すべき、または実施に向けて検討すべきと判定された事業は、移住・定住対策では空き家活用事業、新築住宅支援事業、町有地の無償提供の3事業。少子化対策では保育料の無料化、給食費の無料化、認定こども園の設置の3事業。企業誘致対策では企業の投資支援、障害者サービス事業所の誘致の2事業となっております。

継続協議と判定された事業は、資料の7ページ・8ページにあります。移住・定住対策で10事業、少子化対策では8事業、企業誘致対策では2事業あります。

次に、個別の事業についてご説明申し上げます。

資料の2ページをお開きください。

移住・定住対策の事業No.1、空き家活用事業ですが、町内に存在する空き家のうち、売買や賃貸が可能なものを登録し、移住希望者等へ情報提供を行うものでございます。これまでも、売買や賃貸の希望がある町内の民有地と建物につきましては、登録をさせていただき、希望者に紹介してまいりました。今年度、町民税務課が行いました空き家調査の結果を基に、居住可能住宅について改めて調査を行った上で、移住希望者等に情報提供を行うものでございます。また、より効果的なPR方法を検討し、積極的に情報提供を行うこととしてございます。この事業は、検討会議ではAの新年度から実施すべき事業としております。

次に、事業No.2、新築住宅支援事業ですが、町内に住宅を新築する場合に、建築費の一部を助成するものでございます。町内業者による新築は100万円、町外業者の場合は50万円、道南杉を使用した場合は50万円を加算するというものでございます。この事業は、検討会議ではBの実施に向け検討すべき事業としてございます。

次に、3ページでございます。

事業No.3、町有地の無償提供でございます。これは、住宅を建てることを条件に、町有地を無償譲渡するものでございます。譲渡後、一定期間内に個人で専用住宅を建築することを条件として、町有地を無償提供するというものでございますが、新道地区の分譲地につきましては、価格を下げて公募していることもありますので、当面は対象外とするというものでございます。この事業は、検討会議ではBの実施に向け検討すべき事業としてございます。

次に、4ページでございます。

少子化対策の事業No.4、保育料の無料化でございます。保育料の保護者負担を無料とするものでございます。この事業は、検討会議ではBの実施に向け検討すべき事業としてございます。

事業No.5、給食費の無料化でございます。給食費の保護者負担を無料とするものでございます。この事業は、検討会議ではBの実施に向け検討すべき事業としてございます。

次に、5ページでございます。

事業No.6、認定こども園の設置でございます。保育園機能と幼稚園機能の両方を併せ持つ「認定こども園」を設置し、子育て環境の充実を図り、少子化対策と移住・定住対策につなげるものでございます。この事業は、検討会議ではBの実施に向け検討すべき事業としてございます。

次に、6ページでございます。

事業No.7、企業の投資支援でございます。木古内町企業振興促進条例の助成対象基準を緩和し、企業進出しやすい環境を整えるものでございます。仮に基準を2分の1とした場合を記載してございます。この事業は、検討会議ではAの新年度から実施すべき事業としてございます。

事業No.8、障害者サービス事業所の誘致でございます。障害者総合支援法に基づく障害者サービス事業所を誘致するものでございます。この事業は、検討会議ではBの実施に向け検討すべき事業としてございます。

以上の8事業のうち、Aの新年度から実施すべき事業とされた、事業No.1空き家活用事業と、事業No.7企業の投資支援につきましては、実施に向けた準備を進めてまいります。

Bの実施に向け検討すべきとされた事業につきましては、費用対効果、事業内容、また公平性、財政収支計画との整合性、これらをさらに検討してまいりたいというふうに考えてございます。

次に、今後の進め方でございますけれども、これら検討した事業・内容につきまして町政広報等で掲載の上、広く町民の皆さんにご意見をいただき、町民の皆様にも評価していただくことを考えたいというふうに考えてございます。

次に、国が現在進めております地方創生に関しましてでございますが、新年度で地方人口ビジョンと地方版総合戦略を策定することが義務づけられております。しかしながら、現時点では財政支援の制度内容等につきまして、明確なものは何もありませんので、補助事業として実施可能な事業に関しましては、それを取り上げて補正予算での対応もあり得るのではないかとこのように考えているところでございます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

**竹田委員長** ただいま、人口減少対策検討事業についての説明をいただきました。

これより質疑を受けます。

新井田副委員長。

**新井田副委員長** いまの福田課長のほうから縷々ご説明いただきました。ざっくりばらんなお話でこの内容を見ますと、過去3回の会議をもったというお話ですけれども、内容に関しては過去に各委員さんの一般質問の状況の中で、内容そのものをというのは何も前向きに検討されたというような感覚はあまりしないのですよね。それで、特に当然こういう中でももちろん何と言うのですか、優先あるものないものと当然あるのでしょうかけれども、私が言ったからということではないのですけれども、いまの先ほど地方創生云々というようなそういうお話もありました。そういう中で、いまこういう道半ばで国政がこういう状況になって、来る14日には選挙という形になるのでしょうかけれども、そういう中で前のある新聞のこの記事の中で、要するに地方創生交付金の予算というものは、「戦略ができて、できている自治体に2015年度中に予算措置を執るのだ」と。そして、創生総合戦略。「まち・ひと・しごと、この市町村には15年度中に地方の総合戦略を策定する」といろいろあるので、我が町とすればもちろんこういうことを踏まえながら当然考えなければいけないと思うのですけれども、いわゆる先行きをどう捉えているか。

というのは、やはり一番率直な部分でいきますと、少子高齢化対策。私はここが一番かなど、いろいろあります。皆さん各委員の思いというのは「これが私は優先だよ」というようなことはあるのでしょうかけれども、この辺はやはり少子高齢化対策に関しては、やは

りこういうものをどう捉えて、そしてどう補助をとって行くのだとこういう部分の施策というかそういうのがあまり見えていないのですよね、全部はそうでしょうけれども。こういう部分をどう考えてどう展開していくのか、これをやはり前向きに検討していただいて、そうでないとやはりお金のかかることです。それはわかります、十二分にわかります。ここにも金額も書いてありますから。そういう部分はわかるのですけれども、ただこういう部分を踏まえていかないと、対策にはならないのですよ。実際問題、私はそう思います。

ですから、いろんな考えはあるにしても、この辺はやはり声が圧倒的に多いのですよ、特に若い方のお子さんを持っている人方の声というのは結構聞くのです。ですから、早々というような部分ではないのかもしれないけれども、ただやはりこの辺はきちんとやはり考えていただいて、前向きにきちんと捉えていただいて、質問を受けたからどうのこうのということではなくて、とにかくそういう部分をきちんとやはり受け止めていただいて、しっかり考えていただきたいですこれから。要望的なことになってしまうのですけれども、そういうことをちょっと強く感じました。

**竹田委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いまの新井田副委員長のお話にもあるのですけれども、率直に考えていまAの新年度から実施すべき事案2件ございましたよね。この件につきましては、たぶん効果がすぐ出るようなものではないのかなという気がするのです。だから、新年度からやってもいいなとしか見えないのですよ。そして、やはりダイレクトに先ほども言いましたように、地方のやる気を出すには「もう身を削ってもこれはやるのだ」という姿勢を出さなければ、いまの国の施策・地方創生も簡単にいかないと思うのですよ。その辺で少子化対策というのは、とにかくいま緊急の次元ですよ。これをいま取り組まずにして、何をやるのかというのが見えてこないのですよ。だから、いま高齢化率42%。そうしたら、いま緊急でやるのであればやはり子育て支援のほうに力を入れてやっていくのだという町の姿勢を見せなければ、やはり何と言うのか時代に乗っていけないという感じもするのだけれども、この辺の検討委員会の中で様々な議論が出たと思います、先ほど財政の面もあると。だけれども、そこら辺をはっきりして出していかなければいけないのかなと思うのですが、その辺について検討委員会の中で、どういう喧々諤々の議論をしたのかちょっと課長のほうからお話できればと思います。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 検討委員会におきましては、様々それぞれ委員の中からはいま木古内町がおかれている状況に立って、危機感を持っているというのは私も十分受けております。その中で、いろいろ意見も出されました。どこが重点テーマになるのかにつきましては、やはり検討委員会委員の中では、やはり働く場所がなければ定住化にはつながらないだろうと。人口減少を防ぐにはやはり働く場所・企業誘致それが優先ではないかと。

一方では、やはり少子化対策。子どもを育てる環境があれば働く場所云々侃々より、前に木古内より隣の町から入って来る人もいるのではないかと。それは、それぞれ委員さんが持っている気持ち・考え方というのは、様々でございます。

そういう中で、検討会議といたしましてはいま事業実施、即実施となれば、では事業費がどの程度かかるのか、それに対する財源はどういうものがあるのか。また、費用対効果はどうなのか。公平性、実際それをやって不公平は出ないのか。こういったことを様々検

討した中で、「いま手を付けられるとすればA事業はこれですね」と。B事業については、「前向きに検討しましょう、これはやる方向で検討しましょう」ということで。それから、その他の事業につきましては、7ページ・8ページにそれぞれの事業が載っております。これらもそれぞれ事業費も関係してくるわけでございますが、私どもで見ている中では、例えば移住定住の共同墓地・改葬ですとか、こういうようなのは大変意外と良いアイデアなのではないかなとかいうふうに考えているわけなのですが。ただこれは、ではいまずぐやろうと思ってもすぐできるものではなくて、ではどこにやる、費用はどの程度かかる、どういう制約をクリアしなければならない、いろんなものが整理すべきものがまだまだたくさんありますので、なのでそういったものもきちんと改めてもう少し精査した上で、この中の事業でもできるものは引っ張り上げるということで考えてございます。

また、地方創生につきましてですけれども、これ政府のほうではいまいろんな会議を進めているところでございますが、この度の選挙後たぶん大きな動きがまた出てくるものと思われま。これらの情報収集につきましては、私どもも積極的に進めた中で、何せやはり国費を充当すると財源を見つけるというのはやはりこの地方創生ということになってこようかと思っておりますので、情報収集は努めまして、積極的にこの中の事業の何かを上げていける、全部を上げていけるように努めてまいりたいというふうに考えてございます。

**竹田委員長** 吉田委員。

**吉田委員** いま課長のほうから答弁をもらいましたが、公平性という考えありますよね、「保育料と給食費いずれやる」と。そうしたらそれまでやる前に、結局もらえない人、もらえないというか無料にしてもらえないそういうことを考えたら、これいつでも公平性になって無理なのですよ。いずれやるのであれば、もうすぐ取り組む。確かに課長の言うとおり、「財源云々」とあります。そうしたら、いま地方創生は選挙後に12月に出てきます。もう町長が走るしかないのですよ、もうとにかくどういうものが出るのかというのが。それが一番大事であって、長がやはりこれだけやるのだという姿を見せていかなければ、たぶんそういう予算もこないです。やる気というのをやはり見せるためにも、もっと早く取り組まないとだめですよ。以上です。

**竹田委員長** ほか、平野委員。

**平野委員** 私が知っている限り4年前、あるいは数年前から、もっと言うと十数年前から出されていたことがようやく形として資料として出てきたのかなと、一歩前に進んだなどは感じています。

ただ、その反面、6月にこの少子化対策の委員会が結成されてたった3回ということですけれども、私は新年度に向けて大きくもっとたくさんの事業が組み込まれるのだろうかと予測していた中で、現状Aで実施すべきが2点ということで正直、残念に思っております。

それで、ちょっと何点か質問させていただくのですけれども、まず2ページの空き家活用事業に対しての具体的な内容ですけれども、これは全ての事業に通ずると思うのですけれども、「ホームページや町政広報だけでなく、より効果的な方法を検討し、積極的に提供・PRを行っていく」ということですのですけれども、これ要は「より効果的な方法を検討し」、それはどういう方法なのだということが一番大事なのです。その検討された内容、あるいは今後考えているPR方法、これは空き家活用事業だけではなくて全ての事業に通ずる

ものだと思いますので、この一番大事な部分をどのように検討しているのかお聞かせください。まずその1点だけで。

**竹田委員長** 空き家で新年度から事業実施するという事ですから、空き家で活用できる家屋が何戸くらいすぐ入れるという住宅を行政側で押させているのかという部分も含めて。福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まず、現状の土地建物登録されている建物の部分、これですぐ居住できる建物というのは、残念ながら数軒しかないというのがいまの土地建物情報の状況です。

この度町民税務課のほうで調べました結果、これは居住可能であろうとされているものはおおよそ 100 軒程度ございます。私どもはこれを、ただ写真等も確認すれば一部軒が崩れている腐っているとか、壁が傷んでいるとかいろんなそういった物件もありますので、所有者の承諾を得ながら立ち会いを得ながら、内部の状況も全て確認して。いままでは、土地建物情報につきましては、受け身といいますか希望があるかたからの申し出を受けて登録してきたというところでございますが、今後は我々のほうから積極的にそういった物件を探して登録して、地権者の意向を確認して、紹介していきたいというふうに考えてございます。

また、この事業のより効果的な方法というお尋ねでございますが、実は検討会議の中でもいま「ホームページ・町政広報だけでなく、より効果的な方法を考えましょう」というところで留まっております、ここからは私自分で考える部分なのですが、例えば移住・定住のフォーラムですとかそういったものに資料を提供する。あるいは、行って説明するというのも一つの方法でしょうし、また何かのメディアを使った木古内町の移住・定住対策のPRの中の一つとして紹介していく方法もあるでしょうし、それらにつきましては今後改めて続けて検討してまいりますのでお願いいたします。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** まずわかりました。まず、Aについては新年度から、Bについての実施に向けて検討すべきということで、保留というか先送りになっていると思うのですが、これはでは再来年度からのスタートするという事で捉えていいですか。それとも、新年度の途中でも目途が付けば、途中からでもやっていくというお考えでしょうか。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** Bの実施に向け検討すべき事業についてでございますけれども、検討会議の検討結果がこの資料でございます、これを例えば事業費、その財源手当て、緊急度合い、財政計画との整合性こういったものも総合的に。あとは先ほどご説明したとおり、町民の皆様の広いご意見も伺いつつこれを評価していただきまして、またすぐできるものは理事者判断において予算化するものもあるでしょうしという今後運びになるものというふうに考えてございます。

**竹田委員長** 皆さんにお諮りします。

まちづくり新幹線課が終えるまで、時間延長したいと思っておりますけれども、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** では、時間延長にすることと決しました。



福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** それから、先ほどのご説明にちょっと付け足しさせていただきますが、この検討会議で検討した事業につきましては、全て一般財源といいますか特定財源何か付けられるとか、あるいは町の一般財源を最大限のここまで投入できるとかというものは特になく、いまこの人口減少をくい止めるために町として何をすべきかということを検討したという結果でございます。以上です。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** わかります。町として検討してこれが出てきたというのはもちろん理解します。

ただ、いまでも木古内町は移住・定住に対して他市町、ほかの自治体から遅れている分野であります。いま地方創生の部分で、おそらくほかの自治体がどんどんどんどんいろんな移住・定住についての施策が出されることが予測されます。そんな中で、いま6月から始まって次年度に反映されない、ではそれが財政の問題ももちろんあります。そういうのを時間をかければかけるほど、木古内はまた後手後手になるのですよ。ではいまできること、予算を考えてもできることはいまの7ページ・8ページを見てもたくさんあると思うのです。1個ずつこれ言い出すと時間が何分あっても足りませんから、何個か例えば例を言いますけれども、8ページの少子化対策です。出産祝い金、1人出産するごとにお祝い金を交付する、年間何人生まれていますか木古内。ことしで10人未満ですよ。ではこれに予算付けても知れていますよね、1人に100万円あげるわけではないのですから。これはすぐやりましょう。それから、前のページに戻りますけれども9番ですね。きこないお試し体験移住、これ3年前に一般質問したことあるのですけれども、北海道で「ちょっと暮らし」という移住・定住の促進する。まずちょっと暮らしてもらってから、移住・定住につなげていこうというここに登録するのに5万円なのです。「その5万円を検討してください」と言って、「検討します」と言ってから3年まだ返事もらっていません。まさに、これは「ちょっと暮らし」についてこれ独自でやるという意味なのかわかりませんが、これは5万円を払うとまさに広報誌といいますか、全国に移住・定住の雑誌の中に登録できる、PRしてもらえると。なので、その「ちょっと暮らし」の5万円やって、すぐにでもやりましょうと。それ以外にも言い出すと、すぐにできるものたくさんあると思うのです。これは、もう12月ですけれども、新年度から実施すべき項目大いに増やして、先ほどのPRの仕方ではないですけれども、庁舎に大きな何と言いますか。垂れ幕で今年度の目標は20人移住させるだとか、もっと奇抜な本当にPRをする気持ちを持って取り組んでいただきたいのですよね。よその町のやっている参考例を、どこの町でもできますよそれは。木古内はいま大きなチャンスです。先ほど課長が言われました、「働く場所がないと人が住んでくれない」、大間違いです、函館・北斗まで通っているのですから。逆に北斗・函館から木古内に車で通っているのですから。木古内に働く場所がなくても条件や魅力のあるものがあれば、「じゃあここにお家を建てようか、ここに住もうか」と言う人が必ずいるのですよ。もしかしてやってみてゼロかもしれません、成果は出ないかもしれません。でもやってみなければわからないこと、どんどんチャレンジすればいいではないですか。そのチャレンジが見えないのですよ、このAが二つということ時点で。ですから、3回の会議が多いのか少ないのかわかりません。確かにいま言った若い人の出されているような、若い人とは限りませんがいい案も出ていると思います。この中に限らず、この中の

まずはこの出ている中でいますぐできるもの、これまず来年やろうよというもの増やしてもらえないですか。どうでしょうか。

**竹田委員長** いま若干関連するのですけれども、先ほど聞いた空き家のすぐ住めるというか、貸してもらえる移住者が希望すれば入れるという。確かに町民課の調査の中では、100戸近い居住可能な空き家というように出ていますけれども、行政で例えば新年度から実施すべきだと。例えば、これを見れば「賃貸借の音頭をとる、仲介しますよ」という部分しか見えてこないのですよね。本当に町外のかたを木古内に移住させるとなったら、やはり「改築の費用を100万円、例えば町が援助します」とか、何かやはり目玉になるようなものを計上しなければ、なかなか飛びついてこないのではないのかなというふうに思うのですよね。真剣にこの空き家対策を考えるのであれば、その辺。あと賃貸料の減免、補助というかそういうものとかいろんなことを考えられると思うのだけれども。ただ、「貸し主と借り主の間をとって斡旋しますよ」と言うだけでなく、本当にやはり移住者を木古内に招くのだというのなら、先ほど平野委員ではないのですけれども、もっとやはり大胆な発想で予算も含めて、やはり検討すべきだろうというふうに思うのですよね。これ新年度実施に向けて、これから予算編成等もあるわけですから、内部で財政とも十分検討していただきたいというふうに思います。

福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** 新年度からの実施事業が少ないということで、ご意見いただきました。AとBの事業以外に7ページ・8ページにも様々な事業がございますけれども、例えば、これ全部一応検討会議では検討をいたしました。実は、全てやはり事業費もかかる、また例えばちょっと暮らし住宅を提供しようと思えば、やはりもう木古内に身体一つ来れば、そこで生活ができる環境というのをやはりなければならぬというような認識は私も持っています。

次は、地方創生です。これにつきましては、予算計上していなければ対象にならないとかということではなくて、制度の仕組みをきちんと把握した上で、戦略を国のほうに出していくということで、決して遅いとかということではないというふうには考えております。

ただ、現在その仕組みについて何も詳細は示されておられません。なので、今後情報収集に努めるということしか申し上げられませんけれども。以上です。

**竹田委員長** 東出委員。

**東出委員** 私も、平野委員とちょっと同感の部分があるので、ちょっとお話するのですけれども、やはりこれを進めていくためには3回皆さんご苦労さんしたと思うのだけれども、やはりハード面・ソフト面という部分で分けて考えた時に、平野委員はソフト面で話したのですよね。ということは、先ほど一例で出すとちょっと暮らしだとか、それからいまこの近隣でよくラジオに出てくるのが今金・厚沢部なのですよ、放送に。今金がいま言ったすごく町をPRしているのですよね。だからうちの場合も、27年度と言わず12月予算に出してください。木古内のこの良さというのはわかるでしょう、災害のないそして四季のはっきりした町。ただ雪は多いかもしれなくても、まず災害はないのですよ。だから、木古内を知ってもらおうというためにどうするかということですよ。そうすると、マス媒体を使うよりほかないのですよ。だから、参考までに今金何か放送を流しているけれども、「あれいくらかかっているのですか」と聞いてみてもいいのですよ。ちょっと暮らしの、あそ

こ我々プールを見に行った時にあの施設を見てきているのです。身体一つあれば住めるのだけれども、それはちょっとお金がかかるのだけれども。やはりそういうSTVでもHBCでもどこでもいいですよ。木古内をPRしたいのだということでもって、そういう予算計上を何も新年度でなくても私許しますよ。12月の補正で上げてきてもいい、木古内の町をPRするためにこういう放送機関を使うのだというくらい積極的にならないとだめです。そういうものを直したりものをあれするのはいいけれども、木古内の町を売らなければならないでしょう。それで、平野委員はふるさと納税の話もしつこくしているのだらうと思いますし。だから、まずそういうソフト面で、木古内の良さというのを先ほど言ったように、「災害のない四季のはっきりした、そして新幹線が北海道に入って一番先に止まる町ですよ」と、これをアピールすればいいじゃないですか。この間我々一緒に行っただけけれども、リンゴもらった家の人だけれども、「新幹線北海道に一番先に止まる木古内」と言っても知らなかったでしょう。まだそういうような部分で、積極的に木古内を売り込むということをやってください。土曜日になれば日高晤郎で、松前の町長いまのきょう来た人何かよく出ているのですよ。それで松前をPRしたのですよ。それから、いま広尾かどこかあっちの町長もそうだけれども、うちの町長は全然そういうような考えはないみたい。隣町の町長も行ったのです。全然、親分からまずそういうような感覚がないです。それは別として、木古内の町を何かの形で宣伝してください。その方法を考えてください。

**竹田委員長** 平野委員。

**平野委員** 東出委員の言うことにほぼほぼ私も同感ですけれども、先ほどの補足でちょっと暮らしの例に話をしますと、課長の答弁では「ちょっと暮らしをやるということは、1人で身体だけ来ればきちんとそれが整っているものを作らなければならない」とおっしゃっていましたがけれども、大間違いですよ。もうちょっと勉強してください。福田課長が担当なる前にちょっと暮らしの提案をさせてもらったものですから、福田課長には直接話したことはないのですけれども、ちょっと暮らしの本を見ると全道の自治体のうちの当時3分の1でしたか4分の1でしたか、50・60の自治体が申請しているのですけれども、中には厚沢部のようにちょっと暮らしの体験できる家をどんと建てて、課長言われるような身体一つで来れば体験移住ができるという自治体もあります。ただそれ以外のだいたいは、ただ単に「民間のアパートここに住めますよ」と金額が提示している、あとはその各自治体のPRをしているだけなのです。そういうのがほとんどなのです。だから整備をきちんとしなくても5万円をかけて、とにかく「木古内町をPRしましょう」ということがまず一番なのです。そこで、例えば「木古内町は災害がありません、雪かきで冬は運動不足解消できます」だとか、様々な観点からそれで引っかかる人がいるのですよ、「このちょっと興味あるな」と。子育ての部分は何個かやってそれを何個か載せれば、「子どもにもしかしたら良い町かもしれない災害ないし、じゃあちょっと問い合わせよう」と、そのスタート地点にも乗っていないというのがいまの木古内町の現状なのです。なので、まずスタート地点に乗ってくださいということで、3年前にちょっと暮らしの提案をさせてもらったのです。なのでそこに乗った時点で、そのあと足りないものをどんどんどんどん追加して、制度を上げていけばいいではないですか。いつでもそう、完璧なものを求めようとして何年もかかって、よその自治体はもう既にやっけてもう既に木古内は手遅れだというのが流れなのです。まずはやりましょう、一歩踏み出しましょう。

もう一度言いますけれども、いま言った 8 ページ・9 ページいずれやるのですよね、再来年なのか 3 年後なのかわかりませんが、じゃあいまやりましょう、すぐ。これ 11 番から 15 番までトータルで例えば予算いくらかかりますか、全部やったとしても。この給食費だったり保育料だったり、たくさんのお金がかかるものについては、当然財政と調整しながら公平性も見極めなければならないと思いますけれども、さほど予算かけなくてもやれて PR の活用ができる施策あるじゃないですか。もしも新年度に間に合わなくても、新年度の中途からでも、即進めてほしいともう一度要望しておきます。

**竹田委員長** ほかにございませんか。

又地委員。

**又地委員** 要は、対策会議を 3 回くらい開いたていろいろ出てきたと。それを、その中からやるやらないはこれは町長の政策だと思うのです。そういうところからいくと、町長が例えばやりたいもの、「よしこれはやっつこうとか、これは検討課題だな」とか。だけれども、担当部局はすぐ我々からいろんな意見が出るでしょう。そうすると、「財政と睨みながら」という返事が必ず返ってくるのです。それは、町長の返事なのか、首長さんの考えなのかどうかという部分なのです。例えば、いまいろんな委員の中からもいろいろ出ました。だけれども、それをやるとしたら例えば財政云々で私はないと思うのです。やるために財源を見つければいいのです。例えば、750 万円かかると家の部分だけれども、新築のほうで検討すべきとなっているけれども。750 万円この政策はどうしてもやると、「やりたいからおいおまえ達、財源を見つけて」というところにいかないとだめです。そうでないと小割、小割、小割の予算付けでめぼしいものが何もないというふうな形になってしまうと思うのです。だから、問題はいろいろ検討会議でやってもいろいろ出てきても、問題は首長がやるかやらないかです、政策だから。その辺をどうやって首長さんのお尻を押すかです。その優位性というのは首長が判断するのか、あるいは検討会議の人がみんな「いや」とこう言うのかの違いです。お金のかかることは必ず、「当町の財政状況も勘案しながらいろいろ検討です」、そこから抜け出さないとだめです。まして今回のこれなんていろいろ出てきているけれども、高齢者に対してのあれは一つもない。それは検討委員会で出なかったのですか。ちょっと確認しておきます。

**竹田委員長** 福田課長。

**福田まちづくり新幹線課長** まずはじめに、高齢者対策という最後のお尋ねですけれども、この高齢者対策につきましては、検討会議の中ではあくまで人口減少対策ということで、例えば住宅改修の助成だとかいまいる人が外に出ない方策。これも定住化ですし、外から来てもらうというのも定住化です。そういった意味で、老人に対する直接補助みたいな形での施策事業というのはなくて、やはりどちらかという若い世代。子育て・企業誘致という論点が柱になっていたかなというふうには思っております。以上です。

**竹田委員長** 副町長。

**大野副町長** 政策に関してのことということでお尋ねがありました。人口減少対策の検討ということで、職員にはじめてもらったわけですけれども、財源の枠というのは設定をしないで協議をしてもらっています。その中でいま出てきた内容を見まして、例えば例で申し上げますと、上ノ国は少子化対策で 5 億円の基金を積みましたと。そういう腹づもりがあったかという、そこは決めずに協議をさせたものですから、委員については随分やり

にくかったのではないかなと思っています。時間の経過の中で今回の臨時国会で、地方創生 2 法案がとりましたので、少子化あるいは人口減少に対する国の支援というのは期待できると。しかし、まだ内容が明確になっていない。今回議論していただいた A・B というのは早く取り組む部分ですけれども、C・D というのがありますから、それも国の要綱の中で取り組めるような状況があればもちろん入れていきたいというふうに思っています。この選挙が終わったあとに、内閣府のほうから要綱案が示されるというふうには聞いています。そこまでの情報しかいまないものですから、今後取り込めるかどうかというのはしっかり見定めて入れていきたいと。具体論で言いますと、財政のほうは 5 億をでは基金化して、いま持っている財調をそちらによせておくことができるかというのと、やはり不安材料になってきます。将来の 5 億としたとしても、いまここに書いている保育料と給食費だけで 10 年で枯渇するような状況ですから、じゃあその 5 億がプラスになっていくというふうな政策ができるかというのと、そこに人口移動。町外からの移動で入ってきて、どこまでプラスになっていくかというのを今度盛り込まなければならないのですね。しかし、それを現実の姿ではなくて想定でしかないですから、なかなかそこも組み込むことが難しいとこういう状況の中で、地方創生というのが出てきましたので、これはやはりしっかり取り組むと。そういう中で、改めてまとめていきたいというふうに思っていますので、このあと少し時間をいただきますけれども、その作業の中では住民の皆さんの意見も聞いていこうと。聞いた上で、取捨選択です計画の。地方総合戦略プランというものを作っていきますので、少し時間をいただければというふうに思っております。決してこの職員で検討していただいて、出された項目については無駄にしたいくはないというふうには思っておりますので、そういうことでご理解をいただければというふうに思います。

**竹田委員長** 先ほど福田課長から高齢者の施策についての答弁をもらいました。私はやはり、高齢者のかたが安心して我が町で住み続けることができるというそういう要素の施策は必要だと思います。そうしなければ、高齢者のかたが町からいなくなるという部分。

それとやはり、これを見て企業誘致の 6 ページの中で、障害者サービスの誘致をしようという。ようやく本腰上げて福祉都市構想が見えてきたのかなという。これはやはりぜひ具体的に、どういう例えば誘致の近隣にもこういう福祉障害者施設がありますから、本当に来てもらえるか。「木古内町は町有地提供します、税についてはこうだ」とここに書いているような部分を含めた、プラスアルファの部分のあれも持ってやはりぶつからないと。ただそれだけでは、「そうですか」というふうには来ないし、そことうまく地方創生のこういう交付金等の活用で施設ができるということが一番理想だと思うのですね。やはり、この福祉都市を全面にして、やはり人口減対策も真剣にやはり検討してもらいたいというふうに思います。ここは、すごく障害者サービスのこの事業所は、いいのではないだろうか。介護保健に影響しないだろうし、できれば良い施設だなというふうに思うものですから、ぜひこの辺は具体的にアタックしながらやはり詰めてもらいたいなと思います。

ほか、平野委員。

**平野委員** いまの副町長のお話を聞くと、「次年度のお金のかかる施策については、選挙後に国が出される方針を見定めて我が町では進める」ということなのですからけれども、その出方の方向次第では、早急に次年度に反映させる考えがあるのか。例えば、先ほどから言うように、大きな財源を要するものに対しては、もちろん国の方向を見定めなければ我が町

が破産してはだめなわけですから、見定めなければならぬものは国の動向を見ながらというの理解します。

ただ、さほどと言ったら変ですけれども、財源を大きく伴わない、でもインパクトのあるもの。既にここに載っているものも含め、それ以外のもも含めては、早急に次年度から反映できるものはたくさんあると思うのです。それさえも、次年度や国の方向性を見ながら進めるということにしか進まないのでしょうか。先ほど次年度以降、東出委員からも出ていましたけれども、やはりできるものはもうすぐに上げてほしいという話に対して、福田課長から具体的な答弁もなく、いまの副町長の話がその答弁だとすると、全てにおいて次年度にはA以外については、全てについては次年度に反映させないと聞こえたものですから確認します

**竹田委員長** 副町長。

**大野副町長** ただいまのご質問ですけれども、この中で職員でまとめた項目がA・B・C・D・Eとその他まであるのですけれども、決して取り組まないということではなくて、例えば先ほどの空き家の活用でいきますと、まだこれから調査をしなければならない。所有者にたいして意向確認をするという作業がありますから、そういうのをやっていると次年度で直ぐにどこまでやれるかという、でも調査は進めます。調査を進めた次には、やるという方向で進めますので。年次がきちんと提示できていないということですが、いま調査をすることによってその年次は提示できるだろうというふうに思っています。というのは、町民税務課のほうで少し話した時に、まだ家財道具が入っているお宅もあるということですから、92軒対象世帯があるというふうに出ているのですが、「そこをまず確認させてほしい」ということで、「きょうすぐにやります」というところまで提案できていないということは申し訳ないというふうには思いますが、やる方向でいるということでは理解をいただければというふうに思います。例えばとしていま一つ言いましたけれども、これから進めますのでよろしくお願いします。

(「休憩」と呼ぶ声あり)

**竹田委員長** 暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後5時23分

**再開** 午後5時42分

**竹田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

この人口減対策検討会議検討結果については、以上で終えたいと思います。

あとは、政策との議論というそういう場をセッティングしていただきたいとこのようなことで。

暫時、休憩をいたします。

**休憩** 午後5時42分

**再開** 午後6時04分

### 3. その他

**竹田委員長** それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

局長のほうから説明してください。

山本局長。

**山本議会事務局長** それでは、次期の調査事項ということで、きょう行いました観光交流センターについて、それから人口減対策について、それから上水道・下水道の上半期の経営状況について、その他緊急を要する課題ということにしたいと思います。

それから委員会報告については、人口減対策について、空き家の取り組み状況について、観光交流センターの取り組みについて、それから地域包括ケアの取り組みについて、以上4点について委員会報告としたいというふうに思います。

**竹田委員長** あと皆さんから何かその他の中で。

なければ、きょうはこれで第7回総務・経済常任委員会を終えたいと思います。

遅くまでどうもご苦労様でした。

説明員：大野副町長、新井田総務課長、田畑主査、幅崎主査、野村教育長  
佐藤生涯学習課長、渋谷主幹、平野（智）主査、加藤（崇）主査  
佐藤給食センター長、西嶋主査、木元（豊）学芸員、西山（敬）主査  
福田まちづくり新幹線課長、中尾新幹線振興室長、中山主査  
吉田（宏）主査、加藤（隆）主査、若山建設水道課長

傍 聴：なし

報 道：道新 菊池支局員

総務・経済常任委員会

委員長 竹 田 努